



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令

(農林水産・国土交通一)

○水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 (環境四)

〔告 示〕

○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件 (消費者庁二)

○統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定を同法第七条第二項の規定に基づき公示する件 (総務一八)

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件 (同一九)

○日本国に帰化を許可する件

(法務一六)

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件 (同一七)

○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件 (財務二四)

○輸出入貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件 (経済産業六)

○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があつた件 (国土交通三五)

○海上における射撃訓練を実施する件 (防衛九)

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (同一〇、一一)

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (同一三、一四)

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件 (同一五)

○都市計画に関する件

(関東地方整備局一四、一五)

○道路に関する件 (九州地方整備局四、六)

(国会事項)

(人事異動)

カジノ管理委員会 法務省 公安調査庁 最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

国土地理院防災業務計画の修正要旨の公表について (国土地理院)

産 業

日本産業規格

(厚生労働省・経済産業省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係  
会社その他

省

令

○農林水産省  
国土交通省 令第一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十四条第三項の規定に基づき、地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和六年一月二十五日

農林水産大臣 坂本 哲志  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令  
農林省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

（利害関係人の意見の聴取）

第九条 法第二十四条第二項の規定による意見の聴取は、関連事業計画の案を当該市町村の事務所において三十日間公衆の縦覧に供してするものとする。  
2・3 （略）

（関連事業計画の公表）

第十条 法第二十四条第三項の関連事業計画の内容の公表は、当該計画を作成し、又は変更した日から一週間以内に、当該内容を当該市町村の事務所に掲示するとともに、当該市町村のウェブサイトに掲載して行うものとする。

（利害関係人の意見の聴取）

第九条 法第二十四条第二項の規定による意見の聴取は、関連事業計画の案を市町村の事務所において三十日間公衆の縦覧に供してするものとする。  
2・3 （略）

（関連事業計画の公表）

第十条 法第二十四条第四項の関連事業計画の内容の公表は、当該計画を作成し、又は変更した日から一週間以内に、当該内容を市町村の事務所に掲示して行うものとする。

附 則

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

○環境省令第四号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項、第十四条の三第一項及び第二十七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和六年一月二十五日

環境大臣 伊藤信太郎

水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令  
（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。  
次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

別表第二（第九条の三関係）

別表第二（第九条の三関係）

有害物質の種類	基準値
(略)	(略)

有害物質の種類	基準値
(略)	(略)

六価クロム化合物	一リットルにつき 六価クロム 〇・〇二ミリグラム
(略)	(略)
備考	(略)

六価クロム化合物	一リットルにつき 六価クロム 〇・〇五ミリグラム
(略)	(略)
備考	(略)

（排水基準を定める省令の一部改正）  
第二条 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。  
次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）

有害物質の種類	許容限度
(略)	(略)
六価クロム化合物	一リットルにつき 六価クロム 〇・二ミリグラム
(略)	(略)
備考	(略)

有害物質の種類	許容限度
(略)	(略)
六価クロム化合物	一リットルにつき 六価クロム 〇・五ミリグラム
(略)	(略)
備考	(略)

別表第二（第一条関係）

別表第二（第一条関係）

項 目	許容限度
(略)	(略)
大腸菌数	日間平均八〇〇
(略)	(略)
（単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位）	(略)
備考	(略)

項 目	許容限度
(略)	(略)
大腸菌群数	日間平均三、〇〇〇
(略)	(略)
（単位 一立方センチメートルにつき個）	(略)
備考	(略)

附則

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条別表第二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この省令の施行の日から三年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に設置されている法第二条第二項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場の排出水の六価クロム化合物についての排水基準は、この省令の施行の日から六月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設である場合にあつては、一年間）は、改正後の省令第一条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物 （単位 リットルにつきミリグラム）	電気めつき業	〇・五

備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。

告 示

○消費者庁告示第二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和六年一月二十五日 消費者庁長官 新井ゆたか

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
NPO法人消費者支援ネットワーク（まもも）	熊本市中央区出水二丁目5番8-205号	熊本市中央区出水二丁目5番8-205号	令和六年一月九日

○総務省告示第十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計として次のように指定したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

令和六年一月二十五日 総務大臣 松本 剛明

- 一 名称 サービス産業動態統計
- 二 作成目的 サービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的とする。
- 三 作成者 総務大臣
- 四 作成方法 専ら統計調査の方法により作成する。

附則

この指定は、公示の日から効力を生ずる。

○総務省告示第十九号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和六年一月二十五日 総務大臣 松本 剛明

区 分	額
物品等の調達契約	三千六百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	二千七億二千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	二億七千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	三千六百万円

○法務省告示第十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和六年一月二十五日 法務大臣 小泉 龍司

住所 神奈川県中野区北谷町守浜川1164番地 フレックス・ライオン・カーフ 平成3年11月14日生	住所 川崎市高津区向ヶ丘21番地3 ムハツド・ハルーン 平成6年2月27日生
住所 神奈川県鎌倉市浄明寺4丁目7番31号 ホリエ・ミチオ 平成18年2月13日生	住所 東京都江戸川区西葛西6丁目5番4-1-302号 講雅 昭和57年12月12日生
住所 兵庫県高山市片野町5丁目670番地 ホリエ・トモオ 平成21年8月10日生	住所 富山県中新川郡上市町上窪田3丁目39番地 宋碧苑 昭和37年11月25日生
住所 岐阜県岐阜市花園町6番地2 グエン・バン・ルアット 昭和59年3月15日生	住所 奈良市あやめ池南6丁目5番41-410号 黄鸫 平成4年8月27日生
住所 岐阜市花園町6番地2 グエン・バン・ルアット 昭和59年3月15日生	住所 京都市伏見区醍醐江奈志町10番地143 サリム・ハビブ・フニ 昭和32年8月26日生
住所 岐阜市花園町6番地2 グエン・バン・ルアット 昭和59年3月15日生	住所 東京都豊島区要町3丁目28番6号 陳怡均 昭和63年11月10日生
住所 岐阜市花園町6番地2 グエン・バン・ルアット 昭和59年3月15日生	住所 東京都目黒区自由が丘2丁目2番19-101号 民媛 昭和58年8月5日生
住所 岐阜市花園町6番地2 グエン・バン・ルアット 昭和59年3月15日生	住所 東京都港区白金台1丁目4番19-401号 モフナズイ・タバタハイ・ハムツト 昭和60年4月7日生

住所 札幌市豊平区豊平8条10丁目3番1-405号  
 費婉萍 昭和47年9月18日生  
 韓偉昇 昭和43年12月1日生  
 住所 大阪市住之江区平林南2丁目2番1-712号  
 ドルバ・アディカリ 平成7年8月21日生  
 住所 埼玉県行田市大字若小玉2666番地1  
 プルナ・ミドリ・シマダ 平成11年3月1日生  
 住所 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡5丁目5番1-817号  
 李思愛 平成20年4月7日生  
 住所 茨城県土浦市荒川沖東3丁目9番4-305号  
 金容宰 平成4年5月8日生  
 住所 千葉県稲毛区稲毛東6丁目12番19号  
 顧任遠 平成4年10月14日生  
 住所 大阪府四條畷市米崎町9番9号  
 王鵬 昭和61年3月15日生  
 王梓凱 平成25年9月7日生  
 住所 大阪市福島区鷺洲3丁目7番34-803号  
 高聖香 平成8年4月18日生  
 住所 埼玉県蕨市塚越3丁目20番6号  
 アングリタ・セルバ 平成6年9月4日生  
 住所 横浜市磯子区滝頭1丁目9番47号  
 宋榮厚 昭和32年3月24日生  
 張美愛 昭和39年11月6日生  
 宋美奈 平成3年9月25日生  
 住所 大阪市生野区中川3丁目1番25号  
 文明余 平成2年2月22日生  
 住所 大阪市生野区中川東2丁目14番14号  
 文正浩 昭和30年9月29日生  
 文勝義 昭和60年8月20日生  
 住所 大阪市平野区平野本町1丁目2番10-404号  
 王楚楚 平成5年12月26日生  
 住所 大阪府高槻市大畑町18番2-207号  
 河美也子 昭和42年3月19日生  
 鄭花 平成16年1月18日生  
 河光誠 平成21年1月13日生  
 住所 大阪府高槻市天神町2丁目3番12号  
 河重光 昭和15年2月14日生  
 住所 東京都新宿区下落合3丁目19番2号  
 李蕊 平成4年12月8日生  
 住所 東京都足立区新田2丁目15番16号  
 シュマイラ・マハムド 平成16年3月1日生

住所 名古屋市守山区菱池町13番36号  
 金君子 昭和18年7月1日生  
 幸光植 昭和26年8月19日生  
 住所 愛知県瀬戸市西吉田町13番地1  
 郭春植 昭和42年11月22日生  
 住所 愛知県岡崎市本宿町字棚田1番地6  
 ナタリア・ユミ・スズキ 平成11年5月4日生  
 住所 名古屋市中区栄5丁目17番7号  
 マーク・クリスター・ヴィラルエル・ドミンゴ 平成8年8月28日生  
 住所 愛知県瀬戸市西追分町75番地  
 カズヒロ・ラトゥーナ 平成7年4月10日生  
 住所 三重県四日市市あかつき台2丁目2番地145  
 ダニエラ・アユミ・コバヤシ 平成2年10月18日生  
 住所 神戸市長田区戸崎通2丁目1番2-402号  
 盧宗均 昭和59年3月26日生  
 住所 神戸市西区伊川谷町潤和718番地  
 王安琪 平成11年5月5日生  
 住所 神戸市須磨区前池町6丁目2番10号  
 李幸子 昭和37年10月7日生  
 住所 神戸市灘区箕岡通1丁目2番25号  
 羅佳怡 平成11年5月11日生  
 住所 神戸市長田区片山町5丁目7番8号  
 金南順 昭和8年8月12日生  
 張敦子 昭和38年5月19日生  
 住所 神戸市垂水区向陽3丁目5番13号  
 張智子 昭和34年6月29日生  
 住所 神戸市西区伊川谷町有瀬1517番地1  
 姜正人 昭和55年8月8日生  
 住所 兵庫県伊丹市西台3丁目2番27-304号  
 李佳欣 平成6年5月6日生  
 住所 兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口616番地6  
 呉貞順 昭和35年8月26日生  
 住所 東京都世田谷区上祖師谷4丁目34番26号  
 朴鍾斗 昭和63年6月17日生  
 住所 東京都大田区大森東1丁目36番6-825号  
 キラン・ガラティ 平成2年1月14日生  
 アヤン・ガラティ 令和2年9月10日生  
 住所 東京都世田谷区成城9丁目5番23号  
 エルヴィン・ジョン・カラルデ・ラモス 平成2年5月2日生  
 住所 東京都品川区南大井2丁目8番3号  
 梁美智子 昭和54年4月13日生

住所 東京都墨田区緑1丁目8番10-203号  
 アルトウ・ジヘイ・ダ・シルバ・アンザイ 昭和60年8月23日生  
 住所 東京都江戸川区西葛西2丁目22番45-1509号  
 劉亜麗 昭和49年12月19日生  
 杜津梁 平成20年5月28日生  
 住所 大阪府岸和田市藤井町2丁目17番13号  
 沈順子 昭和41年9月23日生  
 潘明順 昭和15年10月15日生  
 住所 千葉県柏市新柏2丁目20番地5  
 孫莉 昭和49年5月31日生  
 住所 東京都品川区小山3丁目15番2-1602号  
 梁梓健 平成4年11月14日生  
 住所 東京都文京区西片1丁目13番8-406号  
 呂宗豪 平成10年3月31日生

○財務省告示第十四号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する財務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

区 分	額
物品等の調達契約	千八百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	八億千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	八千百万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	千八百万円

○経済産業省告示第六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、令和六年二月一日から施行する。

令和六年一月二十五日 経済産業大臣 齋藤 健  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第二号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。 一〇三十 〔略〕	輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第二号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。 一〇三十 〔略〕

住所 東京都品川区東大井2丁目16番5号  
 サンギト・スベデイ 平成6年10月5日生  
 住所 東京都八王子市館町196番地5  
 ミユ・マナバツト 平成13年8月17日生  
 住所 三重県桑名市大字桑名628番地22  
 李春江 昭和45年10月9日生  
**○法務省告示第十七号**  
 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。  
 令和六年一月二十五日  
 法務大臣 小泉 龍司  
 氏 名 張 恣偉  
 生年月日 千九百七十三年一月三十一日

三十一	ベルフルオロ(ヘキサナー)スルホン酸(別名PFHxS)若しくはベルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。)又はこれらの塩	[新設]
三十二	[略]	[略]

備考 表中の「」は注記である。

○国土交通省告示第三十五号  
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があつたので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和六年一月二十五日  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があつた件  
一般社団法人日本海事検定協会から危険物の積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十三年運輸省令第三十号)第一百一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法並びに危険物以外の特殊貨物の積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則(昭和三十三年運輸省令第六十二号)第十七条第一項に規定する液化物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液化物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の変更

(一) 事業所の所在地の変更

変更前	千葉県千葉市中央区中央港1丁目9番5号	ダイナミック千葉ポートセンター
変更後	千葉県千葉市中央区蘇我1丁目20番16号	

(二) 変更年月日 令和五年十一月二十七日  
○防衛省告示第九号  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和六年一月二十五日  
防衛大臣 木原 稔

区域 硫黄島東方の次の(ア)から(イ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(イ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

(ア) 北緯二八度一五分一五秒  
東経一四六度二九分四七秒

(イ) 北緯二五度二五分一六秒  
東経一四七度三七分四七秒

(ウ) 北緯二五度〇分一六秒  
東経一四五度三五分四八秒

(エ) 北緯二七度五五分一五秒  
東経一四四度五七分四八秒

実施艦等 自衛艦九隻、航空機五機  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十号  
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和六年一月二十五日  
防衛大臣 木原 稔

期間 令和六年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

区域 日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(イ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七メートルまでの間

(ア) 北緯三二度〇一分四三秒  
東経一三二度三七分五二秒

(イ) 北緯三二度〇九分一三秒  
東経一三二度五九分一三秒

(ウ) 北緯三二度四八分五五秒  
東経一三二度五九分五五秒

(エ) 北緯三二度〇二分一三秒  
東経一三三度二九分五五秒

(オ) 北緯三二度四二分一三秒  
東経一三三度二九分五五秒

(カ) 北緯三二度〇四分一三秒  
東経一三二度〇七分五五秒

(キ) 北緯三二度〇五分一三秒  
東経一三二度〇七分五五秒

(ク) 北緯三二度〇九分二一秒  
東経一三二度〇四分一三秒

(ケ) 北緯三二度〇四分一三秒  
東経一三二度〇四分一三秒

(コ) 北緯三二度〇三分一三秒  
東経一三二度三七分五五秒

○防衛省告示第十一号  
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和六年一月二十五日  
防衛大臣 木原 稔

実施艦 航空機  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

区域 五島列島南方海面の次の(ア)から(イ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七メートルまでの間

(ア) 北緯三二度二〇分一三秒  
東経一三二度〇九分五二秒

(イ) 北緯三二度〇九分五二秒  
東経一三二度〇九分五二秒

(ウ) 北緯三二度〇八分五二秒  
東経一三〇度二九分〇一秒

(エ) 北緯三二度一六分五七秒  
東経一三〇度二二分三七秒

○防衛省告示第十二号  
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和六年一月二十五日  
防衛大臣 木原 稔

実施艦 航空機  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

区域 北九州沖海面の次の(ア)から(イ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七メートルまでの間

(ア) 北緯三四度五一分一三秒  
東経一三〇度三五分〇六秒

(イ) 北緯三四度四三分一三秒  
東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ) 北緯三四度〇八分五二秒  
東経一三〇度二九分〇一秒

(エ) 北緯三四度一六分五七秒  
東経一三〇度二二分三七秒

○防衛省告示第十三号  
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和六年一月二十五日  
防衛大臣 木原 稔

期間 令和六年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。  
区域 沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(カ)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

- (ア) 北緯二七度〇五分二六秒  
東経一二六度四二分五九秒
- (イ) 北緯二七度〇四分四五秒  
東経一二六度三九分〇五秒
- (ウ) 北緯二七度三〇分一四秒  
東経一二五度五五分三秒
- (エ) 北緯二八度一七分一四秒  
東経一二七度〇七分五三秒
- (オ) 北緯二七度三二分〇二秒  
東経一二七度二五分三三秒

実施機 航空機  
その他 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が令和六年一月二十三日次のおり決定された。  
令和六年一月二十五日  
防衛大臣 木原 稔

陸上施設  
一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七〇	釧路駐屯地	北海道釧路郡釧路町	国有	建物…約一、五〇〇平方メートル 令和五年十二月八日

○防衛省告示第十四号  
海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。  
令和六年一月二十五日  
防衛大臣 木原 稔

期間 令和六年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。  
区域 沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

- (ア) 北緯二五度一四分一五秒  
東経一二七度三四分五三秒
- (イ) 北緯二四度一六分四五秒  
東経一二七度三四分五三秒
- (ウ) 北緯二四度一六分四五秒  
東経一二八度三九分五三秒
- (エ) 北緯二五度〇四分四五秒  
東経一二八度三九分五三秒
- (オ) 北緯二五度一四分一五秒  
東経一二八度二九分五三秒

実施機 航空機  
その他 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○新規提供  
伊勢湾訓練区域

区域	各点の順次に結ぶ線によって囲まれる区域	用途	摘要
1	北緯三四度四分〇六秒、東経一三六度四一分〇〇秒	訓練施設として追加提供する。	令和六年一月二十四日から同年二月一日までの間、上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二項(b)の適用として提供される。
2	北緯三四度三八分四八秒、東経一三六度四六分一二秒	訓練施設として追加提供する。	令和六年一月二十四日から同年二月一日までの間、上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二項(b)の適用として提供される。
3	北緯三四度三六分四二秒、東経一三六度四三分三六秒	訓練施設として追加提供する。	令和六年一月二十四日から同年二月一日までの間、上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二項(b)の適用として提供される。
4	北緯三四度四分五四秒、東経一三六度三三分二四秒	訓練施設として追加提供する。	令和六年一月二十四日から同年二月一日までの間、上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二項(b)の適用として提供される。

本区域を、地位協定第二項第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和六年二月一日から同月十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	沖縄市、沖縄県中頭郡北中城村	国有	土地…約一三、〇〇〇平方メートル 土地…約一九九、〇〇〇平方メートル

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	訓練施設として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	訓練施設として追加提供する。
五一一五	健軍駐屯地	熊本市	国有	訓練施設として追加提供する。

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市	国有	訓練施設として追加提供する。
六〇九二	那覇駐屯地	那覇市	国有	訓練施設として追加提供する。

訓練施設として追加提供する。令和六年一月二十四日から同年二月一日までの間、上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二項(b)の適用として提供される。

○関東地方整備局告示第十四号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 令和六年一月二十五日 関東地方整備局長 藤巻 浩之

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・十号東京競馬場線
- 三 事業施行期間 自令和六年一月二十五日至今和十二年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 東京都調布市入間町一丁目及び若葉町二丁目地内  
 使用の部分 なし  
 ○関東地方整備局告示第十五号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 令和六年一月二十五日 関東地方整備局長 藤巻 浩之

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業補助線街路第五十四号線
- 三 事業施行期間 自令和六年一月二十五日至今和十五年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 東京都世田谷区上祖師谷四丁目及び上祖師谷五丁目並びに調布市入間町一丁目地内  
 使用の部分 なし  
 ○九州地方整備局告示第四号  
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。  
 その関係図面は、令和六年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和六年一月二十五日 九州地方整備局長 森戸 義貴

- (一) 道路の種類 一般国道  
 路線名 二百十号  
 (二) 道路の区域
- | 区                 | 変更前 | 後別    | 敷地の幅員 | 延長  |
|-------------------|-----|-------|-------|-----|
| 由布市庄内町西字鳥越二二〇番一地内 | 前   | 二二・〇一 | 二・三   | 九・五 |
|                   | 後   | 二二・六五 | 二・四   | 〇・一 |
- メートル  
 キロメートル

(四) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所  
 ○九州地方整備局告示第五号  
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
 その関係図面は、令和六年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和六年一月二十五日 九州地方整備局長 森戸 義貴

- 五十七号 豊後大野市犬飼町下津尾字河内八五〇番一から同市犬飼  
 町下津尾字牛ヶ平四一九三番一まで  
 伯河川国道事務所

供用開始の期日 令和六年一月二十五日  
 ○九州地方整備局告示第六号  
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
 その関係図面は、令和六年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和六年一月二十五日 九州地方整備局長 森戸 義貴

路線名 供用開始の区間  
 二百十号 由布市庄内町西字寺ノ下七七九番四から同市庄内町西字  
 柿尾二四番一まで  
 分河川国道事務所  
 供用開始の期日 令和六年一月二十五日

○北海道開発局告示第二号  
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
 その関係図面は、令和六年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和六年一月二十五日 北海道開発局長 柿崎 恒美

- 路線名 供用開始の区間  
 二百三十八号 北海道枝幸郡枝幸町岡島七六番二地先から同町岡島二三  
 番四地先まで  
 開発建設部  
 供用開始の期日 令和六年一月二十五日

国会事項

衆議院

報告書受領  
 一月二十二日国と地方の協議の場議長林芳正から次の報告書を受領した。  
 国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和五年度第三回）における協議の概要に関する報告書  
 又一月二十三日内閣から次の報告書を受領した。  
 国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和五年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書

参議院

報告書受領  
 一月二十二日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和五年度第三回）における協議の概要に関する報告書を受領した。  
 また、一月二十三日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和五年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

法務省

（警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課理事官）  
 友永 光則  
 警視正

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部調査課調査官）に転任させる（以上一月二十五日）

（最高検察庁公安部長兼最高検察庁監察指導部長 検事）  
 松本 裕  
 最高検察庁監察指導部長を免ずる  
 （仙台地方検察庁検事正）同  
 飯島 泰

最高検察庁検事に配置換する  
 最高検察庁監察指導部長を命ずる  
 （最高検察庁検事）同  
 石山 宏樹

仙台地方検察庁検事正に配置換する  
 （長崎地方検察庁検事正）同  
 川北 哲義

最高検察庁検事に配置換する  
 （佐賀地方検察庁検事正）同  
 金山 陽一

長崎地方検察庁検事正に配置換する  
 （神戸地方検察庁姫路支部長）  
 山上 富藏

同  
 佐賀地方検察庁検事正に配置換する  
 （横浜地方検察庁刑事部長）同  
 福居 幸一

神戸地方検察庁検事に配置換する  
 神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる  
 神戸地方検察庁姫路支部長を命ずる  
 （熊本地方検察庁検事正）同  
 友添 太郎

岐阜地方検察庁検事正に配置換する  
 （鹿児島地方検察庁検事正）同  
 古賀 栄美

熊本地方検察庁検事正に配置換する  
 （静岡地方検察庁沼津支部長）  
 同  
 茂木 善樹

鹿児島地方検察庁検事正に配置換する

人事異動

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局監督 調査部調査課調査官）内閣府 事務官  
 佐藤 正尚  
 警察庁に外向させる

大阪高等検察庁公安部長) 同 静岡地方検察庁検事に配置換する 静岡地方検察庁沼津支部勤務を命ずる 静岡地方検察庁沼津支部長を命ずる (奈良地方検察庁次席検事) 同 大阪高等検察庁検事に配置換する 大阪高等検察庁公安部長を命ずる (最高検察庁検事東京法務局長) 同 東京法務局長に充てることを解く (松山地方検察庁検事正) 同 最高検察庁検事に配置換する 東京法務局長に充てる (徳島地方検察庁検事正) 同 松山地方検察庁検事正に配置換する (神戸地方検察庁次席検事) 同 徳島地方検察庁検事正に配置換する (大阪高等検察庁刑事部長) 同 神戸地方検察庁検事に配置換する 神戸地方検察庁次席検事を命ずる (東京地方検察庁刑事部長) 同 大阪高等検察庁検事に配置換する 大阪高等検察庁刑事部長を命ずる (山形地方検察庁検事正) 同 最高検察庁検事に配置換する (静岡地方検察庁浜松支部長) 同 山形地方検察庁検事正に配置換する (東京地方検察庁検事) 同 法務事務官(法務省大臣官房人事課付)に併任する (東京地方検察庁立川支部検事) 同 東京高等検察庁検事に配置換する 東京地方検察庁検事に併任する (東京高等検察庁検事) 同 東京地方検察庁検事に配置換する 東京地方検察庁刑事部長を命ずる (東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房人事課付) 検事兼法務事務官 法務事務官(法務省大臣官房人事課付)の併任を解除する (東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事) 検事 横浜地方検察庁検事に配置換する 横浜地方検察庁総務部長を命ずる 東京地方検察庁検事の併任を解除する	太田 玲子 山崎 英司 平光 信隆 山口 敬之 西村 朗太 村中 孝一 松居 徹郎 下平 豪 佐久間佳枝 岡本 哲人 菅原 健志 宮崎 香織 阿部 健一 栗原 一紘 山口 貴亮
--	--

(横浜地方検察庁総務部長) 同 横浜地方検察庁刑事部長を命ずる 横浜地方検察庁総務部長を免ずる (広島高等検察庁刑事部長) 同 静岡地方検察庁検事に配置換する 静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる 静岡地方検察庁浜松支部長を命ずる (東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事) 同 大阪高等検察庁検事に配置換する 大阪地方検察庁検事の併任を解除する (大阪高等検察庁検事) 同 大阪地方検察庁検事に併任する (大阪地方検察庁検事) 同 大阪高等検察庁検事に併任する (大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事) 同 奈良地方検察庁検事に配置換する 奈良地方検察庁次席検事を命ずる 大阪地方検察庁検事の併任を解除する (広島地方検察庁公判部長) 同 広島高等検察庁検事に配置換する 広島高等検察庁刑事部長を命ずる (大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事) 同 広島地方検察庁検事に配置換する 広島地方検察庁公判部長を命ずる 大阪地方検察庁検事の併任を解除する (東京地方検察庁検事) 同 内閣府に出向させる 東京地方検察庁検事に併任する (岐阜地方検察庁検事正) 同 辞職を承認する(以上一月二十二日) <b>公安調査庁</b> (最高検察庁検事公安調査庁次長) 検事 公安調査庁次長に充てることを解く (最高検察庁検事東京法務局長) 同 公安調査庁次長に充てる(以上一月二十二日) <b>最高裁判所</b> 大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事 仙台家庭裁判所判事補に補する 兼ねて仙台地方裁判所判事補に補する 仙台簡易裁判所判事に補する(一月十二日)	横田 正久 石垣 光雄 堀木 博司 佐々木洋二郎 大塚 竜郎 大前 裕之 古井 延武 雲野 晴久 大崎 希 横田希代子 田野尻 猛 平光 信隆 森田 千尋
--	---

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事に補する 東京高等裁判所判事に補する 東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事に補する 東京地方裁判所判事に補する 部の事務を総括する者に指名する(以上一月十五日)	神田 大助 江口 和伸
<b>官庁事項</b> 国土地理院防災業務計画の修正要旨の公表について 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第36条第1項の規定に基づき、国土地理院防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公表する。 令和6年1月25日 国土地理院長 大木 章一 国土地理院防災業務計画の修正について 修正の目的 災害対策基本法施行令等の一部改正及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更に伴う所要の修正を行った。 修正年月日 令和5年11月22日 修正の要旨 災害対策基本法施行令等の一部改正に伴い、緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付における対応の修正を行った。 また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更に伴い、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合における対応等の修正を行った。	田
<b>産 業</b> 日本産業規格 令和6年1月25日に下記の日産業規格を改正及び廃止したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。 令和6年1月25日 厚生労働大臣 武見 敬三 経済産業大臣 齋藤 健	

改正された日本産業規格 (日本産業標準調査会審議) 家庭用光線治療器 T2001 家庭用電気治療器 T2003 家庭用電解水生成器 T2004 家庭用治療装置 T2005 家庭用電気磁気治療器 T2006 家庭用永久磁石磁気治療器 T2007 家庭用熱療法治療器 T2008 家庭用吸入器 T2010 (内容省略) 備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ( <a href="https://www.jisc.go.jp">https://www.jisc.go.jp</a> )において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課並びに経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。 廃止された日本産業規格 (日本産業標準調査会審議) 患者監視装置通則 T1301	記
<b>公 告</b> 大坂市中央区久太郎町四丁目1番3号ユニチカ株式会社 株式会社 愛知県岡崎市日名北町4番地1日本エスエール株式会社 愛知県岡崎市日名北町4番地1日本エスエール株式会社岡崎工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る不動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。 令和6年1月25日 名古屋法務局岡崎支局 令和6年1月25日 名古屋法務局岡崎支局	
<b>工 場 財 団</b> 大坂市中央区久太郎町四丁目1番3号ユニチカ株式会社 愛知県岡崎市日名北町4番地1日本エスエール株式会社岡崎工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る不動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。 令和6年1月25日 名古屋法務局岡崎支局 令和6年1月25日 名古屋法務局岡崎支局	



**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和5年(家)第30319号**

東京都足立区小台2丁目31番6号  
 申立人 廣瀬 渡  
 本籍千葉県流山市向小金1丁目305番地、最後の住所千葉県流山市向小金1丁目305番地、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和5年8月3日、出生の場所千葉県柏市、出生年月日昭和36年12月5日、職業派遣社員  
 被相続人 亡 柳平 雅巳  
 事務所千葉県柏市柏2-6-7 佐山ビル3階 弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所  
 相続財産清算人 弁護士 富田 千鶴  
 催告期間満了日 令和6年9月4日  
 千葉家庭裁判所松戸支部

**令和5年(家)第73108号**

東京都江東区豊洲2丁目2番31号  
 申立人 アピリオ債権回収株式会社  
 本籍東京都杉並区高円寺北4丁目10番、最後の住所東京都杉並区高円寺北4丁目10番9号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和5年6月21日頃から30日頃までの間、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和33年3月7日、職業不詳  
 被相続人 亡 伊藤 真人  
 事務所東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル414区 赤坂山王総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 荒木 哲郎  
 催告期間満了日 令和6年7月31日  
 東京家庭裁判所

**令和5年(家)第40887号**

神奈川県横浜市区南區弘明寺町字山下319-1  
 申立人 山本 誠  
 本籍千葉県木更津市八幡台7丁目21番、最後の住所神奈川県横浜市区南區大岡3丁目26番14号、死亡の場所神奈川県横浜市区南區、死亡年

月日令和4年7月7日、出生の場所神奈川県横浜市区南區、出生年月日昭和47年6月9日、職業個人事業主  
 被相続人 亡 田母神秀司  
 事務所神奈川県横浜市区中區太田町4-47 コーワ太田町ビル5階  
 相続財産清算人 弁護士 水谷 泰朗  
 催告期間満了日 令和6年8月19日  
 横浜家庭裁判所

**令和5年(家)第3270号**

神奈川県相模原市区南區相南1丁目22番13-501号  
 申立人 安齋 紀子  
 本籍東京都杉並区阿佐谷南2丁目833番地、最後の住所神奈川県平塚市公所359番地の38サン・グリーン東2号、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和5年2月19日、出生の場所東京都東京市神田区、出生年月日昭和11年5月16日、職業無職  
 被相続人 亡 田中 和子  
 事務所神奈川県小田原市本町1丁目4番7号 朝日生命小田原ビル402 おだわら総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 奥田 裕介  
 催告期間満了日 令和6年8月13日  
 横浜家庭裁判所小田原支部

**令和5年(家)第7770号**

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
 申立人 国  
 本籍愛知県蒲郡市西浦町赤見山51番地、最後の住所名古屋市南区千電通7丁目11番地の10、死亡の場所名古屋市市中村区、死亡年月日令和4年6月8日、出生の場所愛知県安城市、出生年月日昭和38年4月17日、職業コンビニエンスストア経営  
 被相続人 亡 尾崎 行詞  
 事務所名古屋市東區泉1丁目3番41号 ネットプラザ泉ビル2階203号室 安藤・中尾・中村法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 安藤 恭平  
 催告期間満了日 令和6年8月19日  
 名古屋家庭裁判所

**令和5年(家)第445号**

愛知県知多市緑町32番地の6  
 申立人 特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター  
 本籍愛知県常滑市千代ヶ丘1丁目60番地、最後の住所愛知県常滑市字長峰一ノ切17番地特別養護老人ホームむらさき野苑、死亡の場所愛知県常滑市、死亡年月日令和4年10月25日、出生の場所長崎県西彼杵郡瀬戸村、出生年月日大正14年2月25日、職業不明  
 被相続人 亡 柴田シゲノ  
 愛知県東海市大田町下浜田137ウナル東海105弁護士法人心東海法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 長谷川 陸  
 催告期間満了日 令和6年8月5日  
 名古屋家庭裁判所半田支部

**令和5年(家)第71574号**

大阪市区中之島1丁目3番20号  
 申立人 大阪市  
 本籍福井県福井市曾万布町第8号58番地、最後の住所大阪市区平野区加美北5丁目9番6-608号、死亡の場所大阪府大阪市区平野区、死亡年月日令和5年7月31日、出生の場所福井県足羽郡酒生村、出生年月日昭和8年8月14日、職業不明  
 被相続人 亡 八木 庄市  
 大阪市区西天満3丁目13番18号島根ビル8階  
 相続財産清算人 弁護士 依田 高明  
 催告期間満了日 令和6年9月6日  
 大阪家庭裁判所

**令和5年(家)第71654号**

大阪府高槻市桃園町2-1  
 申立人 高槻市  
 本籍大阪府吹田市千里丘下2348番地、最後の住所大阪府高槻市昭和台町2丁目27番14号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日推定令和4年12月3日、出生の場所大阪府吹田市、出生年月日昭和16年8月28日、職業無職  
 被相続人 亡 里見 捷二  
 大阪市区中央區北浜2丁目6番26号大阪グリーンビルディング4階  
 相続財産清算人 弁護士 奥村 太朗  
 催告期間満了日 令和6年9月4日  
 大阪家庭裁判所

**令和5年(家)第71671号**

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号  
 申立人 枚方市  
 本籍大阪府豊中市本町3丁目66番地、最後の住所大阪府枚方市三矢町5番18-702号、死亡の場所京都府久世郡久御山町、死亡年月日令和4年7月14日、出生の場所大阪府豊中市、出生年月日昭和27年10月17日、職業不詳  
 被相続人 亡 寺山 宗男  
 大阪市区中央區北浜1-8-16大阪証券取引所ビル  
 相続財産清算人 弁護士 大石 武宏  
 催告期間満了日 令和6年9月6日  
 大阪家庭裁判所

**令和5年(家)第71676号**

大阪市区平野区流町3丁目4番5号  
 申立人 甲田由美子  
 本籍大阪府大阪市区北區堂山町89番地、最後の住所大阪市区北區天神橋1丁目17番9号ベネフィットライフ 603号室、死亡の場所大阪府大阪市区北區、死亡年月日令和2年5月11日、出生の場所大阪府大阪市区北區、出生年月日昭和8年12月16日、職業無職  
 被相続人 亡 高橋日出子  
 大阪市区北區西天満1丁目2番5号大阪Jビル2階  
 相続財産清算人 弁護士 野村佳代子  
 催告期間満了日 令和6年9月5日  
 大阪家庭裁判所

**令和5年(家)第71693号**

岡山市東區広谷381番地5  
 申立人 鍋嶋千鶴子  
 本籍大阪府大阪市此花区春日出中1丁目5番地、最後の住所大阪市区鶴見区今津南2丁目8番11号105号、死亡の場所大阪府大阪市区都島区、死亡年月日令和4年11月4日、出生の場所大阪府大阪市区此花区、出生年月日昭和38年6月19日、職業会社役員  
 被相続人 亡 鍋嶋 孝信  
 大阪市区中央區南船場2丁目12番16号ルグラン心齋橋9階  
 相続財産清算人 弁護士 井本 雅之  
 催告期間満了日 令和6年9月6日  
 大阪家庭裁判所

**令和5年(家)第71758号**

奈良県宇陀市榛原ひのき坂1丁目4番地の5  
申立人 神戸 啓二  
本籍兵庫県尼崎市常松1丁目642番地、最後の住所大阪府茨木市郡5丁目14番12号、死亡の場所大阪府茨木市、死亡年月日推定平成15年7月25日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和22年4月15日、職業不明  
被相続人 亡 神戸 雄次  
大阪市北区梅田1-2-2-1310大阪駅前第2ビル13階  
相続財産清算人 弁護士 山本 寛  
催告期間満了日 令和6年8月8日  
大阪家庭裁判所

**令和5年(家)第604号**

奈良県生駒市白庭台5丁目2番27号  
申立人 永田 順子、内田 美緒  
本籍神戸市灘区鶴甲4丁目1番地6、最後の住所神戸市灘区鶴甲4丁目1番10-201号、死亡の場所神戸市灘区、死亡年月日令和3年12月1日頃から10日頃までの間、出生の場所大阪市北区、出生年月日昭和15年9月5日、職業無職  
被相続人 亡 永田廣一郎  
神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階  
弁護士法人東町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 幸寺 覚  
催告期間満了日 令和6年8月13日  
神戸家庭裁判所

**令和5年(家)第976号**

神戸市中央区浪花町62番地の1  
申立人 兵庫県信用保証協会  
国籍中国、最後の住所神戸市中央区北野町4丁目11番7号、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2017年6月8日、出生の場所不明、出生年月日西暦1946年12月22日、職業不明  
被相続人 亡 林成典こと 林 弘洋  
神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階  
弁護士法人東町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 麦 志明  
催告期間満了日 令和6年8月13日  
神戸家庭裁判所

**令和5年(家)第1139号**

兵庫県神崎郡神河町寺前64番地  
申立人 兵庫県神崎郡神河町

本籍兵庫県神崎郡神河町東柏尾61番地、最後の住所神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番地の1 1-201号、死亡の場所神戸市北区、死亡年月日平成22年4月2日、出生の場所兵庫県神崎郡栗賀村、出生年月日大正12年1月24日、職業無職  
被相続人 亡 坂田 爲一  
神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階  
弁護士法人東町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 福元 隆久  
催告期間満了日 令和6年8月13日  
神戸家庭裁判所

**令和5年(家)第70225号**

兵庫県豊岡市出石町中村127番地の3  
申立人 吉本 一  
本籍兵庫県朝来市生野町円山1139番地、最後の住所兵庫県朝来市生野町円山1029番地1、死亡の場所兵庫県朝来市、死亡年月日令和2年1月20日、出生の場所兵庫県朝来郡生野町、出生年月日昭和24年10月26日、職業無職  
被相続人 亡 藤本 哲朗  
事務所兵庫県姫路市安田4丁目128番地すずビル4階ひめじ立花法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 立花 隆介  
催告期間満了日 令和6年8月23日  
神戸家庭裁判所姫路支部

**令和5年(家)第30107号**

広島県福山市南蔵王町3丁目7番36号  
申立人 藤井 康章  
本籍広島県福山市駅家町大字向永谷1430番地1、最後の住所広島県福山市清水ヶ丘3番17号、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和5年9月14日、出生の場所広島県府中市、出生年月日昭和33年4月3日、職業無職  
被相続人 亡 甲斐 富江  
広島県福山市南蔵王町3丁目7番36号  
相続財産清算人 藤井 康章  
催告期間満了日 令和6年8月31日  
広島家庭裁判所福山支部

**令和5年(家)第80070号**

福岡市西区福重5丁目18番41号  
申立人 石盛 清司  
本籍佐賀県佐賀市本庄町大字末次633番地19、最後の住所佐賀県佐賀市本庄町大字末次633番地19、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和5年7月24日、出生の場所平安北道江界郡城干面、出生年月日昭和17年12月15日、職業団体理事  
被相続人 亡 増富 彰子

佐賀市白山1丁目4番28号 佐賀白山ビル1階 大川・永尾法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 永尾 竹則  
催告期間満了日 令和6年8月20日  
佐賀家庭裁判所

**令和5年(家)第80087号**

佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル5階  
山口・佐藤法律事務所  
申立人 山口 修  
本籍大分県大分市大字丸亀457番地、最後の住所佐賀市本庄町大字本庄1304番地6、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和5年10月5日、出生の場所台湾台北州、出生年月日昭和14年7月7日、職業無職  
被相続人 亡 十時 和子  
佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル5階  
山口・佐藤法律事務所  
相続財産清算人 山口 修  
催告期間満了日 令和6年8月4日  
佐賀家庭裁判所

**令和5年(家)第204号**

鹿児島県霧島市国分中央1丁目26番28-503号アルファスマート国分中央  
申立人 堀内 範海  
本籍鹿児島県始良市脇元1918番地、最後の住所鹿児島県始良市脇元1968番地、死亡の場所鹿児島県始良市、死亡年月日令和5年11月14日、出生の場所満洲國奉天省本溪県田師付街、出生年月日昭和22年3月14日、職業無職  
被相続人 亡 山崎 博子  
事務所鹿児島県始良市宮島町27番地7 宮島ビル2F  
相続財産清算人 司法書士 重野 巨樹  
催告期間満了日 令和6年8月2日  
鹿児島家庭裁判所加治木支部

**令和5年(家)第17046号**

沖縄県沖縄市知花1丁目2番9号和宇慶ビル301号  
申立人 柴野比光正  
本籍沖縄県沖縄市知花1丁目215番地、最後の住所沖縄県中頭郡北中城村字島袋1393番地老人ホーム愛の村、死亡の場所沖縄県沖縄市、死亡年月日平成9年5月3日、出生の場所不明、出生年月日明治31年1月3日、職業不明  
被相続人 亡 柴野比カマド

沖縄県沖縄市知花6丁目11番48号1階  
相続財産清算人 弁護士 當眞 正姫  
催告期間満了日 令和6年8月9日  
那覇家庭裁判所沖縄支部

**令和5年(家)第2988号**

山梨県山梨市小原西843番地  
申立人 山梨市  
本籍東京都目黒区目黒1丁目47番地、最後の住所山梨県山梨市鴨居寺289番地1、死亡の場所山梨県山梨市、死亡年月日令和2年10月3日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和45年2月2日、職業不明  
被相続人 亡 奥山 浩人  
事務所山梨県甲府市丸の内1丁目17番5号舞鶴ビル5階 前田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 前田 直哉  
催告期間満了日 令和6年8月9日  
甲府家庭裁判所

**令和5年(家)第779号**

岐阜県中津川市千旦林1619番地の132  
申立人 小坂 貞夫  
本籍岐阜県中津川市千旦林1619番地1、最後の住所岐阜県中津川市千旦林1619番地の1、死亡の場所岐阜県中津川市、死亡年月日令和5年8月6日、出生の場所岐阜県恵那郡坂本村、出生年月日昭和23年1月19日、職業不詳  
被相続人 亡 兼崎 正志  
岐阜県瑞浪市寺河戸町1090-3 ブランシユラピーヌ503号室 パーク法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 安藤 友美  
催告期間満了日 令和6年8月9日  
岐阜家庭裁判所中津川出張所

**令和5年(家)第30598号**

広島市東区光町1丁目11-24-205  
申立人 藤本 信義  
本籍広島市南区西荒神町170番地、最後の住所広島市東区光町2丁目12番28-801号、死亡の場所広島市東区、死亡年月日令和5年4月2日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和16年8月4日、職業無職  
被相続人 亡 菅尾 稜子  
事務所広島市中区立町2番23号 野村不動産広島ビル9階 千穂穂法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 加藤健一郎  
催告期間満了日 令和6年8月12日  
広島家庭裁判所

**令和5年(家)第30154号**

広島県呉市神原町12-39

申立人 迫田 正樹

本籍広島県呉市宮原11丁目49番地、最後の住所広島県呉市宮原7丁目10番12号、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日令和5年7月3日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和19年5月29日、職業無職

被相続人 亡 岡部 春榮

事務所広島県呉市中央5丁目1番3号201

相続財産清算人 弁護士 高盛 政博

催告期間満了日 令和6年8月5日

広島家庭裁判所呉支部

**令和5年(家)第73235号**

東京都足立区佐野2丁目20番16号オレンジハイツ301

申立人 水越 雅美

本籍東京都足立区加平2丁目24番、最後の住所東京都足立区六木4丁目7番14号K's SQUARE HILLS 203号 水越方、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和4年8月15日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和39年5月21日、職業建物防水工事請負業

被相続人 亡 松岡 進

事務所東京都千代田区神田神保町3丁目23番地新聞之新聞ビル305号室 菅野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菅野 光明

催告期間満了日 令和6年9月2日

東京家庭裁判所

**令和5年(家)第90981号**

東京都新宿区西新宿7-1-12 クロスオフィス新宿605 弁護士法人TNLAW支所 藤田太郎法律事務所

申立人 藤田 太郎

本籍秋田県秋田市橋山南中町338番地、最後の住所東京都小平市学園西町2丁目18番2号、死亡の場所東京都小平市、死亡年月日令和5年11月8日、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭和5年10月2日、職業無職

被相続人 亡 齊藤 静子

事務所東京都中央区銀座3丁目11番18号真帆ビル5階 笠井総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小笹 勝章

催告期間満了日 令和6年8月13日

東京家庭裁判所立川支部

**令和5年(家)第7195号**

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

申立人 相模原市

本籍神奈川県相模原市中央区矢部1丁目23番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区上溝4555番地3、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日令和3年10月以下不詳、出生の場所神奈川県相模原市、出生年月日昭和39年12月6日、職業不明

被相続人 亡 関田 勇

神奈川県相模原市中央区淵野辺4丁目14番20号三敬ビル307号室 司法書士末永千恵事務所

相続財産清算人 司法書士 末永 千恵

催告期間満了日 令和6年8月20日

横浜家庭裁判所相模原支部

**令和6年(家)第3号**

岐阜県高山市桐生町3丁目105番地 ひだ法律事務所

申立人 漆原 由香

本籍岐阜県高山市天満町6丁目27番地、最後の住所岐阜県高山市神田町1丁目91番地、死亡の場所岐阜県高山市、死亡年月日令和5年2月18日、出生の場所岐阜県益田郡小坂町、出生年月日昭和10年12月9日、職業塾経営

被相続人 亡 住 喜美子

岐阜県高山市桐生町3丁目105番地 ひだ法律事務所

相続財産清算人 漆原 由香

催告期間満了日 令和6年8月30日

岐阜家庭裁判所高山支部

**令和5年(家)第8119号**

神奈川県川崎市多摩区宿河原7丁目6番3号

申立人 石川 康子

本籍静岡県御殿場市中畑1768番地1、最後の住所静岡県御殿場市中畑1768番地の1、死亡の場所静岡県御殿場市、死亡年月日令和3年11月24日、出生の場所静岡県駿東郡玉穂村、出生年月日昭和28年6月1日、職業無職

被相続人 亡 勝又 和男

事務所静岡県沼津市市場町12番7号のぞみ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 後藤真希子

催告期間満了日 令和6年8月31日

静岡家庭裁判所沼津支部

**令和5年(家)第8138号**

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央1-31-22-2902

申立人 土屋 和広

本籍静岡県御殿場市茱萸沢228番地3、最後の住所静岡県御殿場市茱萸沢228番地の3、死亡の場所静岡県御殿場市、死亡年月日令和5年3月21日頃から31日頃までの間、出生の場所静岡県御殿場市、出生年月日昭和35年6月17日、職業日雇い労働者

被相続人 亡 土屋 健

事務所静岡県沼津市三園町2番29号小川・重光法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田上 悠

催告期間満了日 令和6年8月31日

静岡家庭裁判所沼津支部

**相続財産清算人の改任**

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

**令和5年(家)第30016号**

申立人 職権

本籍広島県広島市安芸区矢野町257番地、最後の住所広島市安芸区中野東4丁目21番8号、死亡の場所広島県広島市安芸区、死亡年月日推定令和4年10月10日、出生の場所広島県安芸郡矢野町、出生年月日昭和28年8月21日、職業不明

被相続人 亡 奥坊 英司

事務所広島市安芸区矢野東5丁目5番2号フクナガビル201

改任前の相続財産清算人 司法書士 溝部 麻由

事務所広島市中区上八丁堀4番28号

改任後の相続財産清算人 司法書士法人ZOO

広島家庭裁判所

**相続権主張の催告**

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和5年(家)第20062号**

栃木県佐野市高萩町1202番地9 青田法律事務所

申立人 青田 裕

本籍栃木県足利市緑町1丁目6番地5、最後の住所栃木県足利市緑町1丁目6番地5、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成24年12月14日、出生の場所佐賀県西松浦郡伊万里町、出生年月日昭和19年9月21日、職業不明

被相続人 亡 大越 昌子

催告期間満了日 令和6年8月22日

宇都宮家庭裁判所足利支部

**令和5年(家)第30304号**

千葉県松戸市松戸1176-4 ディー・オー・ディー松戸駅前ビル4階 松戸総合法律事務所

申立人 福原 亮

本籍千葉県松戸市五香5丁目35番地10、最後の住所千葉県松戸市五香5丁目35番地の10、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日平成21年1月1日、出生の場所東京都東京市本所区、出生年月日昭和17年2月12日、職業無職

被相続人 亡 梶本 昭儀

催告期間満了日 令和6年8月30日

千葉家庭裁判所松戸支部

**令和5年(家)第2201号**

大阪府北区西天満5丁目9番7号西天満コートビル801号

申立人 畑山 和幸

本籍大阪府堺市西区浜寺諏訪森町西4丁334番地17、最後の住所大阪府岸和田市下池田町2丁目2番4号、死亡の場所大阪府岸和田市、死亡年月日令和3年11月27日、出生の場所大阪府大阪市福島区、出生年月日昭和22年7月22日、職業不明

被相続人 亡 寺脇 賢一

催告期間満了日 令和6年7月29日

大阪家庭裁判所岸和田支部

**令和5年(家)第7446号**

福岡市中央区赤坂1-7-23赤坂弁護士ビル405

申立人 春田久美子

本籍福岡市中央区大名1丁目224番地、最後の住所福岡市早良区西新5丁目15番28-201号、死亡の場所福岡市早良区、死亡年月日平成27年11月3日、出生の場所福岡市、出生年月日昭和22年5月20日、職業不明

被相続人 亡 鶴田 容子

催告期間満了日 令和6年8月15日

福岡家庭裁判所

**令和5年(家)第7460号**

福岡市中央区大名1丁目9番33号ソロン赤坂ビル3階

申立人 吉永 裕介

本籍福岡県福岡市東区大字西戸崎124・125・126の1番地合併2、最後の住所福岡県福岡市博多区麦野3丁目10番25-115号有料老人ホームさくら2号館、死亡の場所福岡県福岡市博多区、死亡年月日令和4年8月16日、出生の場所福岡県糟屋郡志賀島村、出生年月日昭和9年7月18日、職業無職

被相続人 亡 舌間 光幸

催告期間満了日 令和6年8月15日

福岡家庭裁判所

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

**令和5年(へ)第2号**

青森県八戸市城下4丁目12番5号

申立人 株式会社清掃センター

代表者代表取締役 笹垣 陽子

代理人弁護士 田中 恵祐

権利の届出の終期 令和6年4月24日

令和6年1月9日 八戸簡易裁判所

(別紙) 目録

1(1)土地 三戸郡階上町大字金山沢字向見通10番2

山林 23427平方メートル

(2)土地 三戸郡階上町大字金山沢字向見通10番5

山林 247平方メートル

(3)土地 三戸郡階上町大字金山沢字向見通10番6

公衆用道路 160平方メートル

(4)土地 三戸郡階上町大字金山沢字向見通10番7

山林 354平方メートル

(5)土地 三戸郡階上町大字金山沢字向見通10番12

山林 314平方メートル

(6)土地 三戸郡階上町大字金山沢字向見通10番15

山林 62平方メートル

2登記年月日番号 青森県方法務局八戸支局明治42年4月21日受付第3158号

3登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治42年3月1日設定

目的 建物所有

存続期間 50ケ年

地代 1ケ年3円

支払期 毎年1月30日迄

地上権者 八戸市大字小中野字下四ツ谷1番地4号

有限会社八戸大理石鉱業所

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和5年(家)第640号**

宮城県石巻市谷川浜光ヶ丘7番地

申立人 石森 克治

本籍宮城県石巻市谷川浜大畑37番地、最後の住所宮城県石巻市大原浜一の峠18-7仮設大原団地11号棟4号室

不在者 石森くんに

昭和13年7月7日生

届出期間満了日 令和6年5月7日

仙台家庭裁判所石巻支部

**令和5年(家)第217号**

千葉県野田市山崎貝塚町16番地の43

申立人 須藤 俊明

本籍東京都世田谷区宇奈根1丁目418番地25、最後の住所福島県いわき市好間町下好間字鬼越46番地の3

不在者 鈴木みつ子

大正14年10月10日生

届出期間満了日 令和6年5月7日

福島家庭裁判所いわき支部

**令和5年(家)第7363号**

宮城県仙台市太白区秋保町湯本字上原54番地の22

申立人 廣井 京子

本籍東京都江東区大島3丁目410番地、最後の住所不明

不在者 廣井 せし

大正2年3月25日生

届出期間満了日 令和6年5月7日

東京家庭裁判所

**令和5年(家)第728号**

神奈川県平塚市岡崎3004番地

申立人 松林 修司

本籍神奈川県平塚市岡崎3004番地2、最後の住所神奈川県平塚市岡崎3004番地の1

不在者 松林 久生

昭和35年5月9日生

届出期間満了日 令和6年6月10日

横浜家庭裁判所小田原支部

**令和5年(家)第221号**

愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字御堂70番地

申立人 永松三千代

本籍愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字御堂70番地、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字猫田30番地ルミエール A-203(住民票上の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字御堂70番地)

不在者 永松 智之

昭和39年12月12日生

届出期間満了日 令和6年5月8日

名古屋家庭裁判所一宮支部

**令和5年(家)第291号**

愛知県一宮市開明字東屋敷6番地

申立人 岡地 敏則

本籍愛知県尾西市開明、最後の住所愛知県尾西市開明282番戸

不在者 野田新太郎

明治7年1月16日生

届出期間満了日 令和6年5月8日

名古屋家庭裁判所一宮支部

**令和5年(家)第3840号**

大阪市生野区勝山北4丁目3番26号

申立人 水原泰侑こと 白 泰侑

国籍韓国、最後の住所大阪市生野区東桃谷1丁目5825番地

不在者 白 利玉

西暦1936年5月11日生

届出期間満了日 令和6年5月8日

大阪家庭裁判所

**令和5年(家)第1116号**

兵庫県淡路市久留麻2358番地13

申立人 柏木 泰夫

本籍兵庫県淡路市久留麻2358番地13、最後の住所兵庫県淡路市久留麻2358番地13

不在者 柏木 和泰

平成8年10月23日生

届出期間満了日 令和6年5月8日

神戸家庭裁判所洲本支部

**失踪宣告****令和5年(家)第9号**

本籍秋田県鹿角市花輪字平中23番地、最後の住所本籍と同じ

不在者 木村 吉信

昭和33年3月2日生

令和6年1月5日失踪宣告審判確定

秋田家庭裁判所鹿角出張所裁判所書記官

**令和5年(家)第633号**

本籍埼玉県上尾市中分3丁目227番地、最後の住所埼玉県上尾市本町3丁目4番12号

不在者 松川 邦夫

昭和26年9月27日生

令和6年1月5日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年(家)第231号**

本籍東京都江東区大島5丁目62番地、最後の住所千葉県千葉市大森町445番地の21

不在者 小管 仙蔵

明治41年12月15日生

令和6年1月5日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年(家)第309号**

本籍新潟県上越市柿崎区柿崎6335番地、最後の住所千葉県船橋市芝山5丁目16番9号

不在者 北村 霞

昭和2年12月1日生

令和6年1月5日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

**令和5年(家)第1781号**

本籍東京都渋谷区代々木3丁目38番地、最後の住所東京都渋谷区代々木3丁目38番11号富士見マンション401号室

不在者 野田 宗吉

昭和45年6月12日生

令和6年1月5日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年（家）第2105号**

本籍兵庫県丹波篠山市味間奥719番地1、最後の住所東京都北区赤羽西4丁目54番4号  
平良荘  
不在者 田中 信義  
昭和28年7月20日生  
令和6年1月5日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年（家）第2645号**

本籍東京都北区東十条1丁目4番地、最後の住所東京都北区東十条1丁目4番10号  
不在者 橋本 浩昭  
昭和47年10月10日生  
令和6年1月5日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年（家）第2934号**

本籍東京市本所区太平町2丁目115番地、最後の住所不明  
不在者 近藤 遠  
明治41年5月13日生  
令和6年1月5日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年（家）第2935号**

本籍東京市本所区太平町2丁目115番地、最後の住所不明  
不在者 近藤 外雄  
明治45年2月1日生  
令和6年1月5日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年（家）第4286号**

本籍茨城県筑西市成井373番地、最後の住所不明  
不在者 関 清市郎  
明治35年4月25日生  
令和6年1月5日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年（家）第51号**

本籍三重県松阪市飯高町青田338番地、最後の住所三重県松阪市飯高町宮本1328番地7  
不在者 下谷 忠  
昭和9年1月1日生  
令和5年12月29日失踪宣告審判確定  
津家庭裁判所松阪支部裁判所書記官

**令和5年（家）第1580号**

本籍大阪府松原市天美北2丁目92番地3、最後の住所大阪府東大阪市御厨栄町3丁目4番4号 203号  
不在者 上田 克久  
昭和54年3月7日生  
令和6年1月5日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年（家）第1702号**

本籍大阪府大阪市西区新町3丁目22番地、最後の住所大阪市西淀川区野里1丁目8番19号  
不在者 都 信一  
昭和40年6月25日生  
令和6年1月5日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年（家）第33号**

本籍和歌山県紀の川市粉河1863番地、最後の住所和歌山県紀の川市粉河4801番地16  
不在者 衣笠愼太郎  
昭和41年7月11日生  
令和6年1月5日失踪宣告審判確定  
和歌山家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年（家）第362号**

本籍宮崎県都城市関之尾町5190番地、最後の住所福岡県甘木市大字頓田429番地の1ハイビレッジYOU202号  
不在者 竹中 一徳  
昭和47年8月30日生  
令和6年1月5日失踪宣告審判確定  
福岡家庭裁判所裁判所書記官

**失踪宣告取消****令和5年（家）第5791号**

本籍北海道旭川市永山町4丁目150番地、住所東京都品川区勝島1丁目9番11号浜川荘  
申立人（失踪者） 乾 秀夫  
昭和31年4月11日生  
令和6年1月5日失踪宣告取消審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和5年（家）第2235号**

本籍北海道夕張郡栗山町字継立168番地、住所神奈川県大和市南林間5-3-17 みどりハイツ102  
申立人（失踪者） 吉見 雅春  
昭和28年3月6日生  
令和6年1月5日失踪宣告取消審判確定  
横浜家庭裁判所裁判所書記官

**除権決定**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

**令和5年（へ）第5号**

宮城県加美郡加美町字前田下251番地  
申立人 旭重車輛株式会社  
代表者代表取締役 浅野 英治  
権利を争う旨の申述の終期 令和6年1月5日  
令和6年1月10日 仙台簡易裁判所  
（別紙）目録  
約束手形 1通

手形番号 F T 03643

金額 463,375円

支払期日 令和5年11月28日

支払地 仙台市

支払場所 株式会社商工組合中央金庫仙台支店

振出日 令和5年8月7日

振出地 白地

振出人 蔵王リース株式会社 代表取締役 平間 宏樹

受取人 申立人

最終所持人 申立人

**令和5年（へ）第3号**

石川県鳳珠郡能登町字宮地16字9番地

申立人 多田興業輸送有限公司

代表者代表取締役 多田喜一郎

権利を争う旨の申述の終期 令和5年12月27日

令和6年1月5日 金沢簡易裁判所

（別紙）目録

約束手形 1通

手形番号 A 46716

金額 880,000円

支払期日 令和5年10月10日

支払地 金沢市

支払場所 株式会社北國銀行金沢城北支店

振出日 令和5年6月20日

振出地 白地

振出人 加州建設株式会社 代表取締役 島田 和久

受取人 申立人

最終所持人 申立人

**令和5年（へ）第4号**

東京都墨田区立花3丁目28番地8号  
申立人 株式会社シバタ  
代表者代表取締役 小堀 真司  
権利を争う旨の申述の終期 令和6年1月5日  
令和6年1月9日 熊本簡易裁判所  
（別紙）目録  
約束手形 2通

(1)手形番号 F P 07163

金額 948,059円

支払期日 令和5年11月11日

支払地 熊本県熊本市

支払場所 株式会社肥後銀行京塚支店

振出日 令和5年6月30日

振出地 熊本県熊本市

振出人 永晃株式会社 代表取締役 指宿 隆

受取人 有限会社パブリックサービス

最終所持人 申立人

(2)手形番号 F P 07158

金額 914,898円

支払期日 令和5年11月11日

支払地 熊本県熊本市

支払場所 株式会社肥後銀行京塚支店

振出日 令和5年6月30日

振出地 熊本県熊本市

振出人 永晃株式会社 代表取締役 指宿 隆

受取人 光陽テック株式会社

最終所持人 申立人

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和6年（フ）第3号**

愛知県小牧市大字舟津1048番地1

債務者 英進株式会社

代表者代表取締役 澤舘 英明

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 弦
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月24日午後1時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第717号**

茨城県東茨城郡城里町大字徳蔵612番地の1  
債務者 有限会社花の荘とくら姫  
代表者代表取締役 森田 陽子

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊佳代子
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月17日午前11時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和5年(フ)第1283号**

京都市右京区宇多野長尾町8番地13  
債務者 武村建設株式会社  
代表者代表取締役 廣田 彰人

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松枝 尚哉
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月17日午後1時15分

京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和5年(フ)第455号**

新潟市東区南紫竹1丁目3番25号  
債務者 有限会社はじめ  
代表者取締役 田畑 富儀

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江花 史郎
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年3月15日午前10時30分

新潟地方裁判所民事部

**令和6年(フ)第3号**

静岡市駿河区中島628番地  
債務者 株式会社ブレーン  
代表者代表取締役 山崎 哲

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅野 智裕
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月9日午前10時15分

静岡地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第53号**

静岡県掛川市八坂34番地の1  
債務者 株式会社岩瀬コンクリート  
代表者代表取締役 岩瀬 健二

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 直也
- 4 破産債権の届出期間 令和6年3月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月19日午前11時30分

静岡地方裁判所掛川支部破産係

**令和5年(フ)第439号**

奈良県天理市檜垣町201番地  
債務者 ヤマトクリエイティブ株式会社  
代表者代表取締役 植田 昌宏

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小泉 隆志
- 4 破産債権の届出期間 令和6年3月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午後1時30分

奈良地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第19号**

東京都八王子市東町13番2号  
債務者 株式会社アクト  
代表者代表取締役 荒木 正喜

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 番場 弘文
- 4 破産債権の届出期間 令和6年3月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年5月17日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和5年(フ)第1212号**

仙台市太白区向山2丁目2番12—601号  
債務者 有限会社タカタケ  
代表者取締役 高橋 武将

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 初江

仙台地方裁判所第4民事部破産係

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和5年(フ)第221号**

山形県東根市若木通り3丁目3—1号  
債務者 佐藤 あい

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒金 一
- 4 破産債権の届出期間 令和6年3月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年4月18日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和5年(フ)第2695号**

横浜市港南区笹下1丁目15番3号 第2赤穂荘201  
債務者 望月 和男

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菱山 哲平
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年3月19日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和5年(フ)第2701号**

神奈川県茅ヶ崎市平太夫新田61—23、住民票上の住所神奈川県平塚市四之宮5丁目15番22号

債務者 相原 洋子

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲垣周太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年3月21日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和6年3月19日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和5年(フ)第1894号**

横浜市保土ヶ谷区法泉2丁目4番5号  
債務者 金光 克郎

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山岸 龍文
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年3月25日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和6年3月22日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和5年(フ)第892号**

川崎市麻生区千代ヶ丘5丁目7番地19 メゾンマニフィック A—302  
債務者 山岸薫こと 金 薫

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 植原 健一
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年4月9日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和6年4月8日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和6年(フ)第4号**

静岡県富士市八代町2番16号  
債務者 山崎 哲

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅野 智裕
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年4月9日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和6年4月8日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第427号**

静岡県湖西市吉美1966番地の3 ルグラン1101  
債務者 牡たんこと 永見 裕一

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤澤 智実
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年4月9日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和6年4月9日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和5年(フ)第266号**

静岡県浜松市中央区高丘東3丁目2番12号、  
前住所静岡県浜松市中区萩丘3丁目11番13号  
債務者 佐藤 貴行

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 俊和
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年4月10日午後1時15分
- 6 免責意見申述期間 令和6年4月10日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和5年(フ)第443号**

静岡県駿東郡長泉町下土狩1711番地の1 グ  
リーンヒルタカハシⅡ202号  
債務者 林 寿大

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荻 大祐
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年4月12日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和6年4月11日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和5年(フ)第52号**

静岡県掛川市篠場708 医療法人好生会小笠  
病院、住民票上の住所静岡県袋井市愛野2885  
番地の2 ハウスJINYA102号室  
債務者 西畑 好継

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷川隆史
- 4 破産債権の届出期間 令和6年3月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年4月12日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和6年4月11日まで  
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**令和5年(フ)第232号**

神奈川県横須賀市安浦町1丁目14番地  
債務者 白石康二郎

- 1 決定年月日時 令和6年1月12日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中尾 繁行

- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年4月17日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和6年4月16日まで  
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和5年(フ)第273号**

神奈川県三浦郡葉山町長柄1413番地の81  
債務者 京免真乃介

- 1 決定年月日時 令和6年1月12日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣瀬 和之
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年4月18日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和6年4月18日まで  
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和5年(フ)第54号**

静岡県掛川市八坂35番地の1  
債務者 岩瀬 健二

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 直也
- 4 破産債権の届出期間 令和6年3月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年4月19日午前11時35分
- 6 免責意見申述期間 令和6年4月18日まで  
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**令和5年(フ)第253号**

静岡県沼津市大岡3855番地の1 エレガンス  
門池103号室、前住所静岡県三島市谷田東富  
士見246番地の20  
債務者 福士智恵実

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内海 雅秀
- 4 破産債権の届出期間 令和6年2月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和6年4月26日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和6年4月25日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和5年(フ)第203号**

福岡県久留米市花畑1-3-7-303、住民  
票上の住所福岡県糟屋郡志免町南里2丁目20  
番20-201号  
債務者 田中 夕貴

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鐘ヶ江聖一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年3月21日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月5日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和5年(フ)第51号**

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子684番地2  
債務者 本郷 淳

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 敏徳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年3月13日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月6日まで  
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

**令和5年(フ)第1694号**

埼玉県鴻巣市生出塚2丁目2番3号  
債務者 田中 岳

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水口 匠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年3月25日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月11日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和5年(フ)第240号**

群馬県高崎市下里見町1171番地6  
債務者 佐野 忠男

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤石あゆ子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月12日まで  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和6年(フ)第1号**

福岡県久留米市善導寺町飯田503-3 (ケア  
ホーム寿寿苑)、住民票上の住所福岡県久留  
米市草野町草野311番地1  
債務者 上野 正昭

- 1 決定年月日時 令和6年1月12日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高峰 真
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月12日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和5年(フ)第47号**

沖縄県国頭郡金武町字屋嘉65番地 屋嘉ハイ  
ツⅡ H号室  
債務者 屋比久善隆

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 祥子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年3月19日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月12日まで  
那覇地方裁判所名護支部

**令和5年(フ)第316号**

群馬県前橋市後家町36番地1  
債務者 笛木 浩紀

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 足立 進
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月13日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和5年(フ)第346号**

群馬県伊勢崎市東小保方町3608番地1 フロ  
ンティアA201  
債務者 新井 利雄

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永木 裕介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月13日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和5年(フ)第365号**

群馬県前橋市城東町4丁目20番14号  
債務者 長谷川 清

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奈良 浩樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月13日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和5年(フ)第386号**

新潟市中央区上大川前通9番町1272番地  
債務者 石附 一芳

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠藤 達雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月16日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月13日まで  
新潟地方裁判所民事部

**令和5年(フ)第278号**

福岡県小郡市津古1301番地5  
債務者 宮崎 久徳

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月14日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和5年(フ)第223号**

秋田市牛島西3丁目4番48号 フラットルー  
フC-1号  
債務者 鈴木 理香

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 有働 悠一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月16日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで  
秋田地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第230号**

秋田市寺内蛭根2丁目13番6号 蛭根ハイツ  
102号  
債務者 長嶋 伸

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 隆弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで  
秋田地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第237号**

秋田市仁井田本町5丁目14番18号  
債務者 保坂 昇栄

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土田 紘夢
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月23日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで  
秋田地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第633号**

大阪府和泉市府中町7丁目3-40 アルス和  
泉府中1211、住民票上の住所大阪府泉南市樽  
井7丁目21番10号  
債務者 山下 直人

- 1 決定年月日時 令和6年1月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 密 克行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和5年(フ)第334号**

沖縄県豊見城市字我那覇5番地1 D-h o  
use 2nd 203号室  
債務者 親泊 愛姫

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮國 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和6年(フ)第1号**

岩手県釜石市甲子町第15地割9番地7  
債務者 板澤 駿介

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 相高 宏太

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月23日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

**令和5年(フ)第702号**

仙台市太白区南大野田16番地の5 カーサベ  
ルデ401  
債務者 吉野 忠臣

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木雅文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午前10時55分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和5年(フ)第32号**

宮城県気仙沼市河原田1丁目2番1号  
債務者 宮井 活子

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 桂史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月16日午前11時50分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
仙台地方裁判所気仙沼支部

**令和5年(フ)第20号**

秋田県由利本荘市井戸尻51番地67  
債務者 岡田千津子

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 重剛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月23日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
秋田地方裁判所本荘支部

**令和5年(フ)第26号**

秋田県由利本荘市浜ノ町9番地1  
債務者 渡辺 保

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 重剛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月23日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
秋田地方裁判所本荘支部

**令和5年(フ)第285号**

山梨県西八代郡市川三郷町印沢335番地、住  
民票上の住所山梨県西八代郡市川三郷町印沢  
323番地  
債務者 雨宮 順子

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鶴田 裕樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和5年(フ)第273号**

三重県鈴鹿市算所3丁目14番26号 レジデ  
ンス大野206号  
債務者 清水 一輝

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 庄山 哲也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月24日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
津地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第3号**

天津市下阪本2丁目22番38号 アビタシオン  
アンソレイユ101号  
債務者 日和佐徹也

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾 博美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
天津地方裁判所民事部

**令和5年(フ)第559号**

大阪府泉大津市西港町12番3-303号、前住  
所大阪府豊中市庄本町3丁目1番24-502号  
債務者 朝倉 祥太

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺田絵里子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年5月13日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係



**令和5年(フ)第54号**

兵庫県川西市美山台2丁目2番地の56  
債務者 PLATZこと 松田 喜行

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 朝本 行夫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年3月28日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**令和5年(フ)第607号**

岡山市中区海吉1998番地  
債務者 柏本 浩貴

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬場 幸三
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和5年(フ)第943号**

広島市中区本川町2丁目4番22-310号  
債務者 江草 円

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀧川 智昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月19日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和5年(フ)第999号**

広島県廿日市市串戸1丁目6番6-1001号  
債務者 齊藤 裕二

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城 昌志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月17日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和5年(フ)第1004号**

広島県廿日市市須賀1番13-401号  
債務者 石田設計こと 石田 辰彦

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 清

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月16日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和5年(フ)第225号**

広島県福山市御船町1丁目11番5-401号  
債務者 小山 訓子

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 彰大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月16日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和5年(フ)第297号**

愛媛県松山市勝山町1丁目12番地5 西岡ビル301号  
債務者 喜井美重子

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 玉井 秀樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午後2時45分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
松山地方裁判所民事部

**令和5年(フ)第335号**

高知市長浜1280番地1 セジュールウィット107、旧住所高知県南国市十市3216番地7  
債務者 尾崎 紫苑

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中橋 紅美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
高知地方裁判所破産係

**令和5年(フ)第79号**

福岡県大川市大字大野島1230番地  
債務者 今村 幸春

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 篠原 一明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月10日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**令和5年(フ)第167号**

大分市山津町2丁目3番10号 スカイコート大分306  
債務者 山口さとみ

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 貴士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年5月7日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和5年(フ)第520号**

大分県由布市庄内町五ヶ瀬541番地1 ドリームタウン五ヶ瀬A-102  
債務者 幸野 道佳

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森若 利幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和5年(フ)第313号**

沖縄県那覇市銘苅1丁目18番16-104号 新都心銘苅市営住宅2棟  
債務者 長濱 恵子

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白 充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和6年(フ)第3号**

大阪府泉南市信達牧野84番地の1 コンストライフF202号、事業所所在地大阪府泉南郡熊取町東和苑9番14号  
債務者 KSYSこと 信貴 宏介

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 葉野 彩子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月19日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和5年(フ)第615号**

兵庫県姫路市飾磨区鎌倉町2番地5  
債務者 まえ田こと 前田 正行

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森川 裕介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月26日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月19日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和5年(フ)第32号**

兵庫県たつの市神岡町西鳥井196番地5  
債務者 伴 真智子

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田村 貴司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月19日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月21日まで  
神戸地方裁判所龍野支部

**令和5年(フ)第112号**

山口県宇部市大字東岐波3805番地1 マルセイビル402号  
債務者 樋田 益己

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 弘藤 智基
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年3月25日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月22日まで  
山口地方裁判所宇部支部

**令和5年(フ)第116号**

山口県宇部市大字東岐波3805番地1 マルセイビル203号、住民票上の住所山口県宇部市大字東岐波3805番地1 マルセイビル402号  
債務者 樋田三津子

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 弘藤 智基
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年3月25日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月22日まで  
山口地方裁判所宇部支部

**令和5年(フ)第315号**

福井市御幸1丁目9番3号 クレスト城勝203

債務者 高島 友章

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩本 雄太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月9日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月26日まで  
福井地方裁判所民事部破産係

**令和5年(フ)第743号**

京都市左京区高野東開町1番地23 東大路高野第3住宅24棟504

債務者 浅田 将司

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 建
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月10日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月27日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和5年(フ)第2096号**

札幌市中央区北1条西26丁目3-21-405、住民票上の住所札幌市厚別区もみじ台東2丁目18番5号

債務者 兼松 薫(旧姓金子)

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹間 朗子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月11日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和6年3月28日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和5年(フ)第1734号**

埼玉県本庄市見福3丁目5番4号 コーポ西原106号

債務者 藤井 竜雄

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳川 昌也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月1日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和5年(フ)第435号**

奈良市秋篠町1294番地の1 県住平城団地11-301号

債務者 三村 祐樹

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田辺 美紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月1日まで  
奈良地方裁判所破産係

**令和5年(フ)第288号**

奈良県御所市752番地

債務者 横井喜世子

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野島 佳枝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月1日まで  
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和5年(フ)第295号**

奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目7番7-301号

債務者 池野谷 真

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 郷原 章裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月1日まで  
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和5年(フ)第301号**

奈良県大和高田市旭北町5番18号

債務者 高田加代子

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市ノ山朋矩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月1日まで  
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和5年(フ)第305号**

奈良県橿原市見瀬町810番地 ビレッジハウス見瀬1号棟102号

債務者 梶本 隆

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地 倫巨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月1日まで  
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和5年(フ)第306号**

奈良県橿原市見瀬町810番地 ビレッジハウス見瀬1号棟102号

債務者 梶本 理香

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地 倫巨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月1日まで  
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和5年(フ)第2119号**

札幌市厚別区厚別南2丁目26番1-103号

債務者 中山 文男

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 甲斐 寛之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月16日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月2日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和5年(フ)第32号**

京都府船井郡京丹波町大倉馬踏石71番地 大倉団地A-2号、申立時の住所京都府船井郡京丹波町下山野丸106番地23

債務者 宮本 良一

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 拝野 厚志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月2日まで  
京都地方裁判所園部支部破産係

**令和5年(フ)第1114号**

大阪府羽曳野市栄町5番3-411号、前住所堺市美原区さつき野東3丁目10番地6

債務者 空間デザイナーこと 佐野 仁美

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 佳数

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月2日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和5年(フ)第2080号**

札幌市東区北50条東7丁目4番13号 国枝マンション203号、住民票上の住所札幌市東区北35条東14丁目2番5号

債務者 益子 恭徳

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平田 唯史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和5年(フ)第2135号**

札幌市中央区宮の森1条11丁目5番36-301号

債務者 南部ひとみ

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 椎木 仁美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月4日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和5年(フ)第1044号**

堺市西区鳳南町5丁517番地21 プロキシージャーク206号

債務者 富山 公正

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 真鍋 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月4日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和5年(フ)第1122号**

堺市堺区大浜南町3丁目1番13-1421号

債務者 辻野 博貞

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 別城 尚人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月4日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和5年(フ)第1133号**

大阪府富田林市楠風台1丁目8番16号  
債務者 石田水産こと 石田真由美(旧姓榎本)

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福下 大地
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月4日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和5年(フ)第94号**

北海道岩見沢市元町1条東4丁目1番地3  
元町テラスB号室  
債務者 北野早智子

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤明日子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月12日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月5日まで  
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和5年(フ)第122号**

広島県福山市東川口町2丁目6番15-203号、  
前住所広島県三原市西町2丁目1番32号  
債務者 丹重 裕壮

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山内奈保子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月12日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月5日まで  
広島地方裁判所尾道支部

**令和5年(フ)第1810号**

埼玉県戸田市本町5丁目13番13-303号  
債務者 梅村 陸

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井合 翼
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月22日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月8日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和5年(フ)第1977号**

さいたま市緑区大字三室86番地31  
債務者 町田 憲紀

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 玉作 恵美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月22日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月8日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和5年(フ)第2078号**

さいたま市大宮区三橋1丁目1163番地5  
債務者 熊澤 亮

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇田川高史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月22日午後3時10分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月8日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和5年(フ)第5400号**

大阪市旭区中宮5丁目6番22号 シャトル中宮 303  
債務者 竹田 健一

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺田絵里子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月22日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月8日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(フ)第5635号**

大阪府吹田市出口町21番15-401号  
債務者 高呂 恵子

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石見 拓野
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月22日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月8日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(フ)第317号**

福井市飯塚町第30号22番地 Uコーポ飯塚405号室、旧住所京都市左京区岩倉長谷町1252番地2  
債務者 大谷 修平

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 漆間 圭吾

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月9日まで  
福井地方裁判所民事部破産係

**令和6年(フ)第2号**

福井市定正町1丁目1325番地 アーク向陽  
債務者 佐藤恵美子

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 端 将一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月23日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月9日まで  
福井地方裁判所民事部破産係

**令和5年(フ)第662号**

静岡市葵区七間町13番地の1 グランドメゾン七間町703号  
債務者 中野 宏志

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐野 公洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月10日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月9日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第2225号**

名古屋市昭和区荒田町5丁目36番地の2 三旺マンション第二石川橋101号  
債務者 北尾 覚

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堂前 由姫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月23日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月9日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第2357号**

愛知県春日井市篠木町2丁目38番地 南、従前の住所愛知県春日井市下条町2丁目1番地3 ロジュマン1201号  
債務者 水谷三知則

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 真吾

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月24日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(フ)第5号**

愛知県岩倉市東町掛目123番地 ハイコントレイル101号、従前の住所愛知県小牧市小牧4丁目701番地2  
債務者 澤舘 英明

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 弦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第5163号**

大阪市北区東天満1丁目2番1-1006号  
債務者 箭内 力

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横枕 真哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月25日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月11日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(フ)第386号**

和歌山市松江中2丁目1番11号 レスポール 206号  
債務者 坂本早祐利

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅野 喜彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月25日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月11日まで  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和5年(フ)第2809号**

横浜市鶴見区矢向3丁目27番2号 ハウゼツルミ105号  
債務者 佐藤 裕

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥 祐介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月12日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和5年(フ)第286号**

石川県野々市市太平寺3丁目19番地 ペリドットK105号、従前の住所長野県松本市波田5851番地9

債務者 山崎 義樹

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮本 研太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月19日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月12日まで  
金沢地方裁判所民事部

**令和5年(フ)第39号**

熊本県天草市有明町上津浦1075番地

債務者 濱崎 里行

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 芳典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月12日まで  
熊本地方裁判所天草支部

**令和5年(フ)第42号**

熊本県天草市今釜新町3564番地メゾンコロナC101、前住所熊本県天草市下浦町4464番地

債務者 吉田 大貴

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 真希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月12日まで  
熊本地方裁判所天草支部

**令和5年(フ)第43号**

熊本県天草市小松原町1番8号小松原コートハウス1-D、前住所熊本県天草市下浦町4464番地

債務者 吉田 正美

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 真希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月15日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月12日まで  
熊本地方裁判所天草支部

**令和5年(フ)第90号**

新潟県上越市大字中田原80番地41 パルファム 113号

債務者 小鷹 浩司

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 篤子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月22日午後1時15分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月15日まで  
新潟地方裁判所高田支部

**令和5年(フ)第25号**

栃木県真岡市下高間木1丁目28番地4 あやめはうす真岡、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字給部18番地1

債務者 北條 一美

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 海老原 輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月17日まで  
宇都宮地方裁判所真岡支部

**令和5年(フ)第34号**

富山県高岡市福岡町三丁目293番地 ドリームスクエアA204号

債務者 中橋 輝美

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高坂 愛理
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月18日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月17日まで  
富山地方裁判所高岡支部

**令和5年(フ)第392号**

静岡県熱海市青葉町19番18号

債務者 下田 翔伍

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅田 欣一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月22日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月19日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和5年(フ)第99号**

広島県尾道市新浜2丁目7番5号

債務者 砂田 圭太

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 邦男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年4月26日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月19日まで  
広島地方裁判所尾道支部

**令和5年(フ)第2042号**

埼玉県川口市仲町12番42号 1F、旧住所東京都江東区毛利2丁目9番16-403号

債務者 村松 英樹

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 恒平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年5月13日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和6年4月26日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和5年(フ)第2073号**

埼玉県川口市榛松3丁目42番4号

債務者 黄海 祐介

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 守田 芳浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年5月20日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和6年5月2日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和5年(フ)第5843号**

大阪府東大阪市上石切町2丁目13番10号

債務者 平尾 一信

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平田 智仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和6年5月23日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和6年5月9日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第11号**

仙台市青葉区小田原5丁目1番16-401号、従前の住所仙台市青葉区宮町3丁目9番8号ル・クリオネ207

債務者 遠藤 雅洋

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 賢治
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月12日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和6年(フ)第18号**

仙台市青葉区角五郎1丁目5番43号 K's COM II-103、従前の住所仙台市青葉区立町25番1-603号

債務者 吉田 順子

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安藤 秀樹
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月12日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和5年(フ)第5587号**

大阪府都島区大東町1丁目12番8-405号

債務者 上山 好夫

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐山 寧秀
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間****令和5年(フ)第704号**

北九州市小倉北区上富野4丁目4番15-201号、住民票上の住所北九州市小倉北区高坊2丁目5番23-401号

債務者 福田久米雄

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月4日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年3月12日午後2時30分  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和5年(フ)第705号**

北九州市小倉北区高坊2丁目5番23-401号

債務者 福田麻紀子

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月4日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年3月12日午後2時30分  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和6年(フ)第72号**

東京都板橋区大山西町56-10-304  
債務者 鶴井 紀子(旧姓中村)

- 1 決定年月日時 令和6年1月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年3月12日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第95号**

東京都世田谷区給田5丁目2-6-205  
債務者 要 大将

- 1 決定年月日時 令和6年1月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年3月12日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

**令和5年(フ)第5561号**

大阪市中央区南船場1丁目8番18-202号  
債務者 高橋 菜那

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年4月9日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(フ)第5586号**

大阪市西区土佐堀1丁目5番21-403号  
債務者 金子 浩光

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年4月9日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(フ)第5733号**

大阪府守口市大久保町1丁目11番15-601号  
債務者 芝崎 愛梨

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年4月16日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第83号**

東京都練馬区南大泉4丁目34-23 第3平野  
ハイツ105  
債務者 戸辺加奈江

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月19日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年3月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第85号**

東京都足立区伊興4丁目7-4-303  
債務者 船越 秀美

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月19日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年3月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第121号**

東京都足立区弘道1丁目19-7 第6コーポ  
サンフラワー104  
債務者 藤井 貴樹

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月19日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年3月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

**令和5年(フ)第5219号**

大阪市旭区清水5丁目3番15号 レオパレス  
清水 109号室  
債務者 阿萬 巖之

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年4月9日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(フ)第5690号**

大阪市東淀川区北江口4丁目21番8号 ファ  
ミールシミズ 20D号  
債務者 植村 蓮

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年4月9日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(フ)第5723号**

大阪府交野市星田5丁目29番8-202号  
債務者 六車 優里

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年4月9日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(フ)第5831号**

大阪市東淀川区柴島3丁目1番5号 レオパ  
レスシャルマン柴島 402号  
債務者 平山 秀昭

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和6年3月15日まで
- 5 免責審尋期日 令和6年4月16日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続終結**

**令和3年(フ)第28号**

島根県邑智郡邑南町高水2467番地10  
破産者 株式会社雲海

- 1 決定年月日 令和6年1月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

松江地方裁判所浜田支部

**令和4年(フ)第115号**

富山県滑川市菰原65番地1  
破産者 有限会社平松建設

- 1 決定年月日 令和6年1月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

富山地方裁判所民事部

**令和5年(フ)第70号**

岐阜市福富天神前53番地  
破産者 株式会社スギヤマ

- 1 決定年月日 令和6年1月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岐阜地方裁判所

**令和5年(フ)第296号**

大阪府高石市取石7丁目9番40号  
破産者 株式会社ムーブコーポレーション

- 1 決定年月日 令和6年1月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和 5 年（フ）第 2 1 5 号**

神戸市中央区中島通 1 丁目 3 番 7 号

破産者 有限会社安井工業

- 1 決定年月日 令和 6 年 1 月 16 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所第 3 民事部

**令和 4 年（フ）第 5 4 号**

愛媛県今治市松木 363 番地

破産者 松岡タオル株式会社

- 1 決定年月日 令和 6 年 1 月 16 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

松山地方裁判所今治支部

**令和 5 年（フ）第 1 1 4 号**

青森市けやき 1 丁目 9 番 12 号

破産者 株式会社東京室内

- 1 決定年月日 令和 6 年 1 月 17 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

青森地方裁判所民事部破産係

**令和 4 年（フ）第 6 2 号**

宮城県石巻市蛇田字新上沼 139 番地 3

破産者 有限会社ホーワ設備

- 1 決定年月日 令和 6 年 1 月 17 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和 5 年（フ）第 2 号**

大津市苗鹿 3 丁目 19 番地 19

破産者 有限会社ピワコマリン寺田

- 1 決定年月日 令和 6 年 1 月 17 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大津地方裁判所民事部

**破産債権の届出期間及び一般調査期日****令和 5 年（フ）第 1 4 4 号**

福岡県小郡市小郡 2509 番地 3

破産者 飯沼 真人

- 1 破産債権の届出期間 令和 6 年 2 月 2 日まで
- 2 一般調査期日 令和 6 年 3 月 14 日午前 11 時  
令和 6 年 1 月 12 日

福岡地方裁判所久留米支部

**令和 5 年（フ）第 2 7 号**

福岡県八女市酒井田 656 番地 4

破産者 高木 栄子

- 1 破産債権の届出期間 令和 6 年 2 月 9 日まで
- 2 一般調査期日 令和 6 年 3 月 13 日午前 10 時 30 分  
令和 6 年 1 月 17 日

福岡地方裁判所八女支部破産係

**令和 5 年（フ）第 3 1 1 1 号**

大阪府八尾市旭ヶ丘 5 丁目 85 番地の 1 17-304 号、前住所大阪府八尾市西山本町 2 丁目 2 番 7 号

破産者 御子柴 透

- 1 破産債権の届出期間 令和 6 年 2 月 19 日まで
- 2 一般調査期日 令和 6 年 3 月 25 日午後 2 時 30 分  
令和 6 年 1 月 16 日

大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 5 年（フ）第 7 4 6 号**

神戸市北区ひよどり台南町 3 丁目 2 番地の 10

破産者 株式会社タイドジャパン

- 1 破産債権の届出期間 令和 6 年 2 月 20 日まで
- 2 一般調査期日 令和 6 年 4 月 17 日午前 11 時 10 分  
令和 6 年 1 月 16 日

神戸地方裁判所第 3 民事部

**令和 5 年（フ）第 1 3 8 7 号**

埼玉県朝霞市溝沼 7 丁目 6 番 16-701 号

破産者 甲斐 朋美（旧姓成島）

- 1 破産債権の届出期間 令和 6 年 2 月 22 日まで
- 2 一般調査期日 令和 6 年 3 月 18 日午後 1 時 50 分  
令和 6 年 1 月 15 日

さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係

**令和 5 年（フ）第 1 9 6 3 号**

大阪市西区立売堀 1 丁目 1 番 1 号

破産者 株式会社アペルト

- 1 破産債権の届出期間 令和 6 年 2 月 29 日まで
- 2 一般調査期日 令和 6 年 4 月 22 日午後 1 時 50 分  
令和 6 年 1 月 16 日

大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 5 年（フ）第 2 9 9 9 号**

大阪府箕面市稲 6 丁目 7 番 35 号

破産者 株式会社 K C S

- 1 破産債権の届出期間 令和 6 年 3 月 4 日まで
- 2 一般調査期日 令和 6 年 4 月 25 日午後 2 時  
令和 6 年 1 月 16 日

大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 5 年（フ）第 3 7 3 号**

愛知県知立市谷田町西長根 24 番地 5 ベルメゾン 201 号

破産者 大橋 了

- 1 破産債権の届出期間 令和 6 年 3 月 6 日まで
- 2 一般調査期日 令和 6 年 4 月 16 日午後 2 時 35 分  
令和 6 年 1 月 17 日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和 4 年（フ）第 5 1 8 号**

岡山市北区十日市東町 1 番 29 号 アルフィーネ十日市 302

破産者 小林 太樹

- 1 破産債権の届出期間 令和 6 年 3 月 15 日まで
- 2 一般調査期日 令和 6 年 4 月 17 日午前 10 時 50 分  
令和 6 年 1 月 16 日

岡山地方裁判所第 3 民事部

**令和 5 年（フ）第 9 4 2 号**

大阪府東大阪市西堤本通西 1 丁目 3 番 30 号 3 F

破産者 エビデンス株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和 6 年 3 月 26 日まで
- 2 一般調査期日 令和 6 年 5 月 23 日午後 2 時 10 分  
令和 6 年 1 月 16 日

大阪地方裁判所第 6 民事部

**債権者集会招集****令和 5 年（フ）第 3 5 7 8 号**

大阪市西淀川区御幣島 2 丁目 9 番 9 号

破産者 有限会社フレッシュ

- 1 期日 令和 6 年 5 月 16 日午後 1 時 30 分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告  
令和 6 年 1 月 12 日

大阪地方裁判所第 6 民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法 89 条 3 項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和 5 年（フ）第 1 0 6 号**

宮崎県延岡市大貫町 3 丁目 3065 番地 ベレツツア 501

破産者 國本有希子（旧姓小岩）

異議申述期間 令和 6 年 2 月 28 日まで

令和 6 年 1 月 17 日 宮崎地方裁判所延岡支部

**令和 5 年（フ）第 1 4 2 3 号**

名古屋市守山区新守山 2827 番地 新守山第 2 住宅 306 号、住民票上の住所名古屋市東区葵 1 丁目 26 番 10 号 ユニープル新栄 511 号

破産者 中野 龍一

異議申述期間 令和 6 年 3 月 12 日まで

令和 6 年 1 月 16 日

名古屋地方裁判所民事第 2 部

**令和 5 年（フ）第 1 9 7 8 号**

名古屋市中村区中村町 9 丁目 7 番地 C A S T L E ワタナベ 202 号

破産者 山岸 義弥

異議申述期間 令和 6 年 3 月 12 日まで

令和 6 年 1 月 16 日

名古屋地方裁判所民事第 2 部

**令和 5 年（フ）第 5 1 4 号**

大阪市生野区桃谷 4 丁目 7 番 11 号

破産者 仁科裕美こと 韓 裕美

異議申述期間 令和 6 年 3 月 12 日まで

令和 6 年 1 月 16 日

大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 5 年（フ）第 3 6 7 0 号**

大阪市大正区鶴町 1 丁目 4 番 25 号

破産者 シンノウ美容商事こと 新納 康成

異議申述期間 令和 6 年 3 月 12 日まで

令和 6 年 1 月 16 日

大阪地方裁判所第 6 民事部

### 特別清算開始

#### 令和5年(七)第2096号

東京都中央区八重洲2丁目8番7号  
清算株式会社 株式会社対翔  
代表清算人 木村 一彦

- 1 決定年月日 令和6年1月12日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

#### 令和6年(七)第2001号

東京都千代田区六番町1番7号  
清算株式会社 株式会社Bブリゾート  
代表清算人 伊藤 泰史

- 1 決定年月日 令和6年1月15日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

### 特別清算終結

#### 令和5年(七)第6号

埼玉県羽生市南6丁目9番地8  
清算株式会社 中島興業株式会社

- 1 決定年月日 令和6年1月12日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

さいたま地方裁判所熊谷支部

### 特別清算協定認可

#### 令和5年(七)第2065号

東京都世田谷区上馬5丁目20番15—315号  
清算株式会社 株式会社インター・クレジット・ビューロー  
代表清算人 玉木安路也

- 1 決定年月日 令和6年1月15日
- 2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
1 協定債権の弁済  
(1) 清算株式会社は、協定債権者シー・シー・シー債権回収株式会社に対し、(別紙)「協定債権額等一覧表」記載のとおり、その協定債権額の0.13%、金44万1682円を、本協定の認可決定確定日から1か月以内に一括して支払う。  
(2) 上記(1)の弁済後、清算株式会社新たに財産が発見された場合は、清算株式会社はこれを換価し、協定債権者シー・シー・

シー債権回収株式会社に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権額から上記(1)による弁済額を控除した残額を基準として、弁済する。この場合においては、協定債権者シー・シー・シー債権回収株式会社が第2条(1)及び(2)の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

- (3) 端数の処理  
弁済額算出の過程で生じる1円未満の端数は切り上げる。

- (4) 弁済の方法  
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛てに振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

- 2 債務免除  
(1) 協定債権者シー・シー・シー債権回収株式会社は、前条(1)による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。  
(2) 協定債権者中央クレジット有限公司及び玉木安路也は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

### 小規模個人再生による再生手続開始

#### 令和6年(再イ)第1号

千葉県浦安市猫実1丁目9番2号  
再生債務者 杉山 元和

- 1 決定年月日 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月19日から令和6年3月4日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

#### 令和5年(再イ)第26号

秋田市山王5丁目3—14—302号  
再生債務者 笹森 達也

- 1 決定年月日 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月20日から令和6年2月28日まで

秋田地方裁判所民事第2部

#### 令和5年(再イ)第166号

さいたま市大宮区上小町369番地 カーサ・リキ306

- 再生債務者 森屋 太郎
- 1 決定年月日 令和6年1月16日午後5時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月20日から令和6年2月27日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

#### 令和5年(再イ)第28号

千葉県香取郡多古町飯笹1093番地163 (ノースハイツ5 101)

- 再生債務者 奥村 敏和
- 1 決定年月日 令和6年1月16日午後5時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月20日から令和6年3月5日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

#### 令和5年(再イ)第8号

山口県岩国市装束町2丁目11番5号  
再生債務者 濱本 晃嗣

- 1 決定年月日 令和6年1月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月20日から令和6年2月27日まで

山口地方裁判所岩国支部

#### 令和5年(再イ)第99号

札幌市西区八軒4条西4丁目3番5—203号  
再生債務者 三上 真

- 1 決定年月日 令和6年1月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月21日から令和6年2月28日まで

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和5年(再イ)第181号

北海道石狩市花川北6条3丁目91番地  
再生債務者 舟根 大

- 1 決定年月日 令和6年1月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月21日から令和6年2月28日まで

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和5年(再イ)第201号

札幌市中央区南1条西19丁目291番地 山晃ハイツ411号

再生債務者 宮本 祥子

- 1 決定年月日 令和6年1月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月21日から令和6年2月28日まで

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和5年(再イ)第44号

青森県むつ市緑町3番20号 緑町団地4—5号

再生債務者 西谷 康一

- 1 決定年月日 令和6年1月17日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月14日から令和6年2月28日まで

青森地方裁判所民事部再生係

#### 令和6年(再イ)第2号

静岡市葵区鷹匠3丁目1番20—901号  
再生債務者 杉山 裕幸

- 1 決定年月日 令和6年1月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月16日から令和6年2月28日まで

静岡地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第2号**

三重県四日市市ときわ2丁目12番11-403号  
丸美ロイヤル常磐

再生債務者 森 恵理子

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月14日から令和6年2月21日まで

津地方裁判所四日市支部

**令和5年(再イ)第16号**

長崎県佐世保市小佐々町西川内437番地26

再生債務者 小川栄治郎

- 1 決定年月日時 令和6年1月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月22日から令和6年2月29日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

**令和6年(再イ)第1号**

静岡県下田市五丁目6番60号

再生債務者 高橋 昌志

- 1 決定年月日時 令和6年1月15日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月26日から令和6年3月18日まで

静岡地方裁判所下田支部

**令和5年(再イ)第115号**

仙台市太白区茂庭字中ノ瀬東5番地の17

再生債務者 柴田 博樹

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月12日まで

仙台地方裁判所第4民事部

**令和5年(再イ)第13号**

宮城県大崎市古川字竹ノ内107番地3

再生債務者 佐々木康昭

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで

- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月12日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

**令和5年(再イ)第14号**

宮城県大崎市古川字竹ノ内107番地3

再生債務者 佐々木仁美

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月12日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

**令和5年(再イ)第39号**

茨城県土浦市永国東町46番22号

再生債務者 新川 真央

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月19日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和5年(再イ)第17号**

栃木県足利市大橋町1丁目1825番地

再生債務者 大関 昭弘

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月6日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

**令和5年(再イ)第30号**

新潟県長岡市大山2丁目5番地3

再生債務者 佐藤 久光

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月19日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

**令和5年(再イ)第120号**

京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字寺門10番地4 203号

再生債務者 酒井 和希

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月20日から令和6年3月1日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和5年(再イ)第7号**

京都府京丹後市大宮町周枳1029番地

再生債務者 直鉄工こと 堀 直人

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月20日から令和6年3月1日まで

京都地方裁判所宮津支部

**令和5年(再イ)第429号**

大阪市東淀川区豊新3丁目1番13号 オーク  
上新庄 202号(前住所 北海道亀田郡七飯  
町字上藤城395番地6)

再生債務者 牧野 翔

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月16日から令和6年3月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(再イ)第499号**

大阪府寝屋川市萱島桜園町19番8号

再生債務者 楊枝 茂樹

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月16日から令和6年3月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(再イ)第96号**

兵庫県神崎郡神河町寺前613番地の97

再生債務者 保路 幸子(旧姓田中)

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月19日まで

神戸地方裁判所姫路支部

**令和5年(再イ)第98号**

兵庫県加古川市平岡町新在家2012番地の4

再生債務者 岡野 友美

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月19日まで

神戸地方裁判所姫路支部

**令和5年(再イ)第38号**

奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺145番地の18

再生債務者 インテリア角谷こと 角谷 忠

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月20日から令和6年3月5日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和5年(再イ)第76号**

広島市西区南観音町1番28-7号

再生債務者 サンキこと 田畑 聡

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月20日から令和6年3月5日まで

広島地方裁判所民事第4部

**令和5年(再イ)第12号**

福岡県大川市大字新田1042・1043番地合併1

再生債務者 古賀 公幸

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月5日まで

福岡地方裁判所柳川支部個人再生係



**令和5年(再イ)第43号**

佐賀市東与賀町大字田中349番地1 西久保コーポ6-4  
再生債務者 七島 孝

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月5日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和5年(再イ)第3号**

大分県佐伯市向島2丁目4番8号  
再生債務者 野口 大樹

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月19日まで

大分地方裁判所佐伯支部

**令和5年(再イ)第62号**

川崎市高津区末長1丁目24番42号  
再生債務者 渋谷 昭

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月28日から令和6年3月13日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和5年(再イ)第77号**

川崎市高津区下作延6丁目16番1-407号  
再生債務者 笹野 博康

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月28日から令和6年3月13日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和5年(再イ)第16号**

三重県松阪市上川町3660番地1  
再生債務者 伊藤みつる

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月21日から令和6年3月6日まで

津地方裁判所松阪支部

**令和5年(再イ)第17号**

三重県松阪市上川町3660番地1  
再生債務者 伊藤 千由

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月21日から令和6年3月6日まで

津地方裁判所松阪支部

**令和5年(再イ)第32号**

福井県鯖江市平井町第31号11番地27  
再生債務者 金田侑己こと 金 侑己

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月28日から令和6年3月7日まで

福井地方裁判所

**小規模個人再生による書面決議に付する決定**

**令和5年(再イ)第10号**

宮城県遠田郡美里町字桜木町72番地  
再生債務者 小松 珠美

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年1月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

**令和5年(再イ)第24号**

茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘2丁目16番地3  
サンリットヒル202  
再生債務者 坂入 哲也

- 1 決議に付する再生計画案 令和5年12月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和5年(再イ)第12号**

茨城県牛久市神谷6丁目46番地5  
再生債務者 姫野 佐京

- 1 決議に付する再生計画案 令和5年12月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**令和5年(再イ)第94号**

埼玉県上尾市柏座1丁目2番3号 アゼリア・シティ上尾3-202

- 再生債務者 田村 栄三
- 1 決議に付する再生計画案 令和6年1月12日付け再生計画案
  - 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和5年(再イ)第102号**

さいたま市岩槻区太田2丁目1番85号  
再生債務者 室井 喬之

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年1月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和5年(再イ)第53号**

埼玉県春日部市豊野町1丁目26番地24 セレノ104

- 再生債務者 濱田 智也
- 1 決議に付する再生計画案 令和5年12月18日付け再生計画案
  - 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和5年(再イ)第196号**

名古屋市守山区瀬古1丁目1324番地 ダイアパレス矢田リバーズガーデン201号

- 再生債務者 大田 浩司
- 1 決議に付する再生計画案 令和5年12月29日付け再生計画案
  - 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和5年(再イ)第234号**

名古屋市中区角割町5丁目11番地の1 プライムガーデン405号

- 再生債務者 小野寺拓哉
- 1 決議に付する再生計画案 令和6年1月9日付け再生計画案
  - 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和5年(再イ)第241号**

愛知県東海市名和町山神戸1番地29  
再生債務者 松本 守

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年1月5日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和5年(再イ)第2号**

大分県佐伯市蒲江大字森崎浦1436番地  
再生債務者 津田 南

- 1 決議に付する再生計画案 令和5年11月1日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで

大分地方裁判所佐伯支部

**令和5年(再イ)第13号**

山形県酒田市新橋1丁目6番地の24  
再生債務者 森 浩二

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年1月11日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月7日まで

山形地方裁判所酒田支部

**令和5年(再イ)第85号**

東京都国分寺市西町1丁目6番地57  
再生債務者 高野 宏之

- 1 決議に付する再生計画案 令和5年12月22日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月7日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和5年(再イ)第89号**

東京都町田市上小山田町3036番地16  
再生債務者 杉山 茂

- 1 決議に付する再生計画面案 令和5年12月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月7日まで  
令和6年1月17日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和5年(再イ)第8号**

長野県岡谷市長地出早1丁目14番1号  
再生債務者 山田 和男

- 1 決議に付する再生計画面案 令和5年12月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月7日まで  
令和6年1月17日

長野地方裁判所諏訪支部

**令和5年(再イ)第11号**

岐阜県安八郡神戸町大字北一色1070番地の7  
再生債務者 金丸 泰幸

- 1 決議に付する再生計画面案 令和5年12月21日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月7日まで  
令和6年1月17日

岐阜地方裁判所大垣支部

**令和5年(再イ)第34号**

静岡県浜松市中央区大塚町730番地の5  
再生債務者 鈴木 哲弥

- 1 決議に付する再生計画面案 令和5年11月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月7日まで  
令和6年1月17日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

**令和5年(再イ)第66号**

大阪府泉佐野市日根野2156番地の14  
再生債務者 吉村 幸夫

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年1月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月9日まで  
令和6年1月12日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和5年(再イ)第349号**

大阪府東大阪市松原1丁目6番17号  
再生債務者 岡崎 裕太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年1月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月16日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(再イ)第355号**

大阪府茨木市白川3丁目2番3-302号  
再生債務者 吾郷 修一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年1月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月16日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(再イ)第396号**

大阪府東大阪市高井田本通7丁目1番19-501号(営業所の住所 大阪府東大阪市高井田本通7-5-22-104号)

再生債務者 オール・インこと 兵頭 謙太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年1月12日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月16日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(再イ)第437号**

大阪府東大阪市西堤本通西3丁目6番6号第3大原マンション 201号

再生債務者 藤田 利佳

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年1月12日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月16日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(再イ)第468号**

大阪市鶴見区鶴見6丁目6番53-207号  
再生債務者 山本 憲治

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年1月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月16日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(再イ)第67号**

大阪府岸和田市三田町799番地の4  
再生債務者 平西 晃大

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年1月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月15日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和5年(再イ)第6号**

兵庫県豊岡市正法寺294番地の3 メゾン・ド・プリーB201  
再生債務者 信部 喬道

- 1 決議に付する再生計画面案 令和5年12月11日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月16日

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

**令和5年(再イ)第33号**

奈良県北葛城郡広陵町大字三吉1756番地4  
再生債務者 田中千佳子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和5年12月28日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月16日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和5年(再イ)第166号**

札幌市清田区北野3条1丁目14番16号  
再生債務者 長堀 友樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和5年12月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月14日まで  
令和6年1月17日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和5年(再イ)第179号**

札幌市東区北27条東5丁目3番20号 ノースパーク27-1C号  
再生債務者 難波 泰洋

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年1月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月14日まで  
令和6年1月17日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和5年(再イ)第189号**

札幌市北区あいの里3条9丁目6番21-202号  
再生債務者 柴田 真

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年1月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月14日まで  
令和6年1月17日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和5年(再イ)第22号**

函館市上野町19番23号  
再生債務者 若宮 勝信

- 1 決議に付する再生計画面案 令和5年12月22日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月14日まで  
令和6年1月17日

函館地方裁判所

**令和5年(再イ)第430号**

大阪市福島区福島7丁目8番13-1013号  
再生債務者 古舘 拓也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年1月11日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月16日まで  
令和6年1月16日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(再イ)第106号**

京都市西京区牛ヶ瀬青柳町6番地  
再生債務者 吉田 幸雄

- 1 決議に付する再生計画面案 令和6年1月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月19日まで  
令和6年1月17日

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和5年(再口)第10号**

京都府宇治市横島町落合43番地の10 グリーンタウン横島207棟304号  
再生債務者 長谷川康恵

- 1 決議に付する再生計画面案 令和5年12月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和6年2月19日まで  
令和6年1月17日

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和5年（再イ）第58号**

岡山市東区東平島1248番地3  
再生債務者 岩本 謙治

- 1 決議に付する再生計画案 令和5年12月7日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年2月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで  
令和6年1月16日

岡山地方裁判所第3民事部

**令和5年（再イ）第77号**

岡山市北区今4丁目2番10号  
再生債務者 中田 真希

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年1月5日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年2月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月6日まで  
令和6年1月16日

岡山地方裁判所第3民事部

**令和5年（再イ）第10号**

長崎県佐世保市下本山町381番地8 グリーンサイドコテージB 101号  
再生債務者 町田 卓

- 1 決議に付する再生計画案 令和5年11月8日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年2月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月16日

長崎地方裁判所佐世保支部

**令和5年（再イ）第47号**

三重県いなべ市北勢町新町661番地  
再生債務者 石垣 豪大

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年1月10日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年2月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月7日まで  
令和6年1月17日

津地方裁判所四日市支部

**令和5年（再イ）第49号**

三重県三重郡菟野町大字福村132番地1  
ピュアコートこもの201

- 再生債務者 太田 隆行
- 1 決議に付する再生計画案 令和6年1月16日付け再生計画案
  - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年2月7日
  - 3 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月7日まで  
令和6年1月17日

津地方裁判所四日市支部

**令和5年（再イ）第61号**

広島市西区高須台4丁目1番15-102号  
再生債務者 松村 剛志

- 1 決議に付する再生計画案 令和5年12月27日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年2月13日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月16日

広島地方裁判所民事第4部

**令和5年（再イ）第6号**

広島県福山市吉津町1番35号 203  
再生債務者 塩出 章

- 1 決議に付する再生計画案 令和5年11月13日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年2月13日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月15日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和5年（再イ）第21号**

広島県福山市南松永町3丁目10番14-103号  
サザンパレス  
再生債務者 入学 千夏

- 1 決議に付する再生計画案 令和5年12月27日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年2月13日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月13日まで  
令和6年1月16日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和5年（再イ）第18号**

青森県弘前市大字自由ヶ丘1丁目12番地2  
再生債務者 齋藤 義晃

- 1 決議に付する再生計画案 令和5年12月21日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年2月14日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月14日まで  
令和6年1月17日

青森地方裁判所弘前支部

**令和5年（再イ）第25号**

広島県福山市大門町3丁目50番7号  
再生債務者 古田 和寛

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年1月16日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年2月14日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月14日まで  
令和6年1月17日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和5年（再イ）第33号**

高知県梶橋通4丁目1番13号 リバープール  
棧四301  
再生債務者 山本真奈美

- 1 決議に付する再生計画案 令和6年1月4日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和6年2月14日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和6年2月14日まで  
令和6年1月17日

高知地方裁判所民事部個人再生係

**小規模個人再生による再生計画不認可**

**令和5年（再イ）第30号**

奈良市大安寺西3丁目5番8号  
再生債務者 久保 昭生

- 1 主文 本件再生計画を認可しない。
- 2 理由の要旨 令和6年1月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条2項2号に定める事由がある。  
令和6年1月15日 奈良地方裁判所

**給与所得者等再生による再生  
手続開始**

**令和5年（再口）第10号**

北海道江別市野幌美幸町3番地の14  
再生債務者 今野 聡美

- 1 決定年月日時 令和6年1月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月21日から令和6年2月28日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和5年（再口）第10号**

仙台市太白区あすと長町3丁目4番14号  
再生債務者 佐藤 誠

- 1 決定年月日時 令和6年1月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和6年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和6年2月27日から令和6年3月12日まで  
仙台地方裁判所第4民事部

**給与所得者等再生による再生  
計画案についての意見聴取**

**令和5年（再口）第2号**

山口県下関市横野町2丁目5番1号  
再生債務者 村田 満紀

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和6年1月16日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和6年2月7日まで  
令和6年1月17日  
山口地方裁判所下関支部再生係

**給与所得者等再生による再生  
計画認可**

**令和5年（再口）第7号**

京都市伏見区下鳥羽広長町204番地 サン  
シュロス502  
再生債務者 若杉 悟司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和6年1月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和6年1月17日  
京都地方裁判所第5民事部再生係

所有者不明土地及び建物管理  
命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 5 年 (チ) 第 4 号

申立人 石平 範夫  
住所・居所 不明  
(不動産登記簿上の住所) 大阪市浪速区西  
円寺町1014番地

所有者 西田 いと  
(不動産登記簿上の氏名表記 西田 いと)

届出期間満了日 令和 6 年 3 月 8 日  
令和 6 年 1 月 12 日 大阪地方裁判所堺支部  
(別紙) 物件目録

- 1 所在 堺市北区北長尾町八丁  
地番 305番18  
地積 34.71平方メートル  
地目 宅地
- 2 所在 堺市北区北長尾町八丁305番地18  
家屋番号 305番18  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 23.53平方メートル  
2階 17.58平方メートル

所有者不明土地管理命令に  
関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 5 年 (チ) 第 6 号

申立人 加々良 順子  
住所・居所 不明  
所有者 森 寿吉

届出期間満了日 令和 6 年 3 月 7 日  
令和 6 年 1 月 15 日 佐賀地方裁判所

- (別紙) 物件目録  
所在 佐賀市西与賀町大字相志津字下町  
地番 103番  
地目 宅地  
地積 54.23平方メートル
- 令和 5 年 (チ) 第 3 号  
所在 佐賀県伊万里市松浦町山形6178番地  
申立人 岩橋 重幸  
住所・居所 不明  
亡原口則子の最後の住所 鹿児島市南都元町  
25番6号オースカーデーン南都元  
(物件目録6番及び同7番の不動産登記簿上の住所) 伊万里市松浦町山形6231番地

所有者 亡原口則子相続財産  
届出期間満了日 令和 6 年 3 月 8 日  
令和 6 年 1 月 15 日 佐賀地方裁判所武雄支部  
(別紙) 物件目録

- 1 所在 伊万里市松浦町山形字小川  
地番 6064番1  
地積 1077平方メートル  
地目 田
- 2 所在 伊万里市松浦町山形字小川  
地番 6064番2  
地目 田
- 3 所在 伊万里市松浦町山形字小川  
地番 6066番1  
地積 85平方メートル
- 4 所在 伊万里市松浦町山形字小川  
地番 6066番2  
地目 田
- 5 所在 伊万里市松浦町山形字小川  
地番 6066番3  
地積 119平方メートル

- 6 所在 伊万里市松浦町山形字小川  
地番 6067番1  
地積 611平方メートル
- 7 所在 伊万里市松浦町山形字小川  
地番 6067番2  
地積 500平方メートル

会社の他の公告

合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和五年十一月三十日  
掲載頁 二二三頁(号外第二五二号)
- (乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和五年十一月三十日  
掲載頁 二二三頁(号外第二五二号)

令和六年一月二十五日  
北海道帯広市大通南六丁目一七番地  
(甲) 帯広トヨペット株式会社  
代表取締役 若林 剛  
北海道帯広市大通南二丁目一番地  
(乙) トヨタカーローラ帯広株式会社  
代表取締役 若林 剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年一月五日  
掲載頁 六三三頁(号外第二号)
- (乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年一月五日  
掲載頁 六三四頁(号外第二号)

令和六年一月二十五日  
東京都町田市森野一丁目三〇番八号  
(甲) 株式会社大相模カントリークラブ  
代表取締役 村田 光英  
東京都町田市森野一丁目三〇番八号  
(乙) 株式会社大相模ゴルフスポーツ  
ガーデン  
代表取締役 村田 光英

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
- (乙) <http://www.conture.com/>

令和六年一月二十五日  
東京都品川区大崎一丁目一番二号  
(甲) コムチュア株式会社  
代表取締役 澤田 千尋  
東京都品川区大崎一丁目一番二号  
(乙) ソフトウエアクリエイション株式  
会社  
代表取締役 阿部 量

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 日本経済新聞  
掲載の日付 令和五年六月二十日  
掲載頁 三十九頁
- (乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和五年十月二十五日  
掲載頁 六十二頁(号外第二二五号)

令和六年一月二十五日  
東京都中央区日本橋小網町一六番一五号  
(甲) 株式会社神明  
代表取締役 藤尾 益雄  
神戸市中央区栄町通六丁目一番二一  
(乙) 株式会社神明米粉  
代表取締役 船木 秀邦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和五年六月二十八日  
掲載頁 一六一頁(号外第一三五号)
- (乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和五年七月二十日  
掲載頁 八十六頁(号外第一五二二号)

令和六年一月二十五日  
東京都中央区日本橋本町一丁目六番五号  
(甲) 株式会社EBS  
代表取締役 川端 哲哉  
東京都中央区日本橋本町一丁目六番五号  
(乙) 東京紙パルプインターナショナル  
株式会社  
代表取締役 佐藤 潤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)・(乙)

掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年一月十六日
掲載頁 三十一頁(号外第十号)
令和六年一月二十五日
東京都港区芝浦四丁目三番四号
株式会社大成企業ビル
代表取締役 稲数 則光

東京都港区芝浦四丁目三番四号
代表取締役 稲数 則光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

効力発生日は令和六年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和六年一月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年一月十二日
掲載頁 五十八頁(号外第七号)
掲載紙 官報
掲載の日付 令和六年一月十二日
掲載頁 五十七頁(号外第七号)
令和六年一月二十五日
静岡市葵区流通センター二番二号
日興美術株式会社
代表取締役 西本 晃史

静岡県藤枝市八幡五七番地
代表取締役 西本 晃史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにしたしましたので公告します。

効力発生日は令和六年四月一日であり、甲は会社法第七十九条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

掲載紙 官報
掲載の日付 令和五年七月三日
掲載頁 一四九頁(号外第一四〇号)
令和六年一月二十五日
浜松市中央区中沢町一〇番六号
ヤマハ株式会社
代表執行役 中田 卓也

静岡県磐田市松之木島二〇三番地
株式会社ヤマハミュージックマ
ニユファクチュアリング
代表取締役 村松 慶一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにしたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和五年十月二十五日
掲載頁 六十頁(号外第二二五号)
掲載紙 官報
掲載の日付 令和五年十月十七日
掲載頁 六十四頁(号外第二一八号)
掲載紙 官報
掲載の日付 令和五年十二月二十八日
掲載頁 八十九頁(号外第二七五号)

掲載紙 官報
掲載の日付 令和五年十月二十五日
掲載頁 六十四頁(号外第二二五号)

掲載紙 官報
掲載の日付 令和五年十二月二十八日
掲載頁 八十九頁(号外第二七五号)

令和六年一月二十五日
株式会社メモリード
代表取締役 吉田 昌敬

佐賀市新栄東三丁目七番八号
株式会社マリトピア
代表取締役 吉田 昌敬

佐賀県武雄市武雄町大字永島一五七五〇番地一
株式会社アレー
代表取締役 吉田 昌敬

佐賀県鳥栖市藤木町字若桜二番二
鳥栖セレモニー株式会社
代表取締役 吉田 昌敬

長崎市稲佐町二番二号
長崎エコタウン株式会社
代表取締役 吉田 昌敬

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにしたしました。効力発生日は令和六年三月十五日であり、両社の社員総会の承認決議は令和六年三月十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和六年一月二十五日
熊本市北区飛田四丁目五番二七号
合同会社縁
代表社員 池邊 弘毅

熊本市北区飛田四丁目五番二七号
合同会社愛
代表社員 池邊美佐子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の輸入代行事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和六年三月一日であります。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和六年一月二十五日
大阪市西区靱本町二丁目六番一八号
AGSホールディングス株式会社
代表取締役 山本 康二

大阪市西区靱本町二丁目六番一八号
有限会社エイビーエス
取締役 山本 武志

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社宮崎商店(住所栃木県栃木市片柳町一丁目一六番一四号)に対して当社の伍・ベットのオベ事業及び卸売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和五年十二月二十五日
掲載頁 九十四頁(号外第二七〇号)
令和六年一月二十五日
栃木県栃木市片柳町一丁目一六番一四号
有限会社宮崎商店
代表取締役 宮崎 好則

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社NPI(住所東京都台東区東上野四丁目一番九号)に対して当社の子会社の持株保有及び管理に係る事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

令和六年一月二十五日
東京都台東区東上野四丁目一番九号
株式会社NPIホールディングス
代表取締役 伊藤 和彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社スケールフリーネットワーク(住所愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一三番一六号)に対して当社のS.E.S.システムエンジニアリングサービス、事業及び受託システム開発事業及びそれに付随する事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年一月十一日
掲載頁 九十二頁(号外第六号)
令和六年一月二十五日
名古屋市中区丸の内二丁目一三番一六号
株式会社スケールフリーネットワーク
代表取締役 小川 秀一

### 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社大劇八代店（住所熊本県八代市永碓町一〇一〇一番地）に対して当社の「大劇八代店」におけるパチンコ店舗運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和六年三月一日に予定してあります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.taigeki.co.jp/

令和六年一月二十五日

熊本市中央区手取本町四番一号

株式会社大劇  
代表取締役 山口 恭廣

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

栃木県さくら市松山新田一九二番地一

合同会社JNC  
代表社員 鈴木 卓真

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

東京都港区東新橋二丁目七番三号昭和阿ス  
テック一号館三〇六号

合同会社アネステージャ  
代表社員 岩下 正博

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

東京都杉並区方南二丁目一一七ボロー七  
ジュール二〇一

合同会社こんべいとう  
代表社員 大門 佳奈

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は華城山王ののりゅうのりゅうとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

東京都港区南青山二丁目一五WIN青山  
五三一

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和六年二月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社OTOMOとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

神奈川県中郡二宮町山西六二四番地四

合同会社OTOMO  
代表社員 二見 浩史

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

新潟県上木戸一丁目一番六号

合同会社川村動物病院  
代表社員 川村 健二

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

大阪府東大阪市荒本北二丁目一番一〇号東  
野ビル

合同会社東野資産管理研究所  
代表社員 東野 和幸

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

兵庫県尼崎市久々知一丁目一番二五号ネオ  
近松一〇二号

合同会社I, m  
代表社員 伊東 雅美

### 組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

奈良県北葛城郡王寺町太子三丁目七番一号

合同会社セルリア  
代表社員 牛島敬一郎

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

熊本市南区城南町赤見二二五七番地

合同会社K&H  
代表社員 緒方 公博

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

千葉県館山市坂田六三四番地

有限会社日本海洋資源開発  
取締役 成田 均

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

東京都世田谷区太子堂二丁目八番七号

株式会社COOL  
代表取締役 河原 克樹

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

東京都目黒区大橋一丁目二番一〇の一〇  
三号

株式会社Marcuz  
代表取締役 大坪 正和

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

東京都世田谷区太子堂二丁目八番七号

株式会社COOL SERVICES  
代表取締役 伊藤 謙

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

東京都目黒区大橋一丁目二番一〇の一〇  
三号

株式会社Marcuz  
代表取締役 大坪 正和

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

東京都中央区日本橋兜町五番一号

株式会社日本資産運用基盤グループ  
代表取締役 大原 啓一

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

富山県富山市大町六番一四号

株式会社富山市民プラザ  
代表取締役社長 京田 憲明

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和六年一月二十五日

富山県富山市大町六番一四号

株式会社富山市民プラザ  
代表取締役社長 京田 憲明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百十万円減少し、九百

万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和六年一月二十五日

沖縄県島尻郡八重瀬町東風平一六〇番地

二四 有限会社川島産業

代表取締役 嘉手川 亮

準備金の額の減少公告

当社は、令和六年三月一日を効力発生日とする

第一モーター株式会社との株式交換（以下「本株

式交換」という。）により資本準備金の額が増加す

ることを条件として、資本準備金の額について、

本株式交換による資本準備金の増加額を減少す

ることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年一月十六日

掲載頁 三十三頁（号外第十号）

令和六年一月二十五日

福島県郡山市字川向一番地一

アイアンドアイ株式会社

代表取締役 佐藤 修朗

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億五千四百二十一

万五千八百八十八円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和六年一月十日に終了し

ております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年一月十八日

掲載頁 二十六頁（号外第十三号）

令和六年一月二十五日

東京都千代田区神田須田町一丁目六番地三

株式会社小山弓具

代表取締役 嶋 将一

準備金の額の減少公告

当社は、令和六年二月六日を効力発生日とする

株式会社東洋館出版社（住所東京都千代田区神田

錦町二丁目九番一号）との株式交換により資本準

備金の額が増加することを条件として、この株式

交換による資本準備金の増加額を減少するこ

とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年一月十八日

掲載頁 二十五頁（号外第十三号）

令和六年一月二十五日

東京都千代田区神田錦町二丁目九番一号

株式会社TYK

代表取締役 錦織圭之介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は資本金の額を一億二二四万六四八八

円、利益準備金の額を七三万九五〇〇円減少す

ることにいたしました。

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百五十四万二千

円、資本準備金の額を九億七千六百五十四万四千

五百円減少し、それぞれ二千万円、〇円とするこ

とにいたしました。なお、効力発生日である令和

六年二月二十九日までに当社が新たな株式を発行

する場合、当該株式の発行により増加する資本金

の額及び資本準備金の額と同額分を、それぞれ合

わせて減少いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和五年八月三日

掲載頁 五十一頁（号外第一六三号）

令和六年一月二十五日

大阪府大阪市中央区本町一丁目四番八号

株式会社アクセスブリッジ

代表取締役 郷石近英樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億五千五百一十九万九

千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年一月二十五日

掲載頁 五十一頁（号外第一六三号）

令和六年一月二十五日

大阪府大阪市中央区本町一丁目四番八号

基準日設定につき通知公告

当社は、令和六年二月九日を基準日と定め、同

日現在の株主名簿上の株主をもって、令和六年二

月十日を効力発生日として、その所有する株式二

百株を二十万株とする株式分割により株式の割当

てを受ける株主と定めましてので公告いたします。

令和六年一月二十五日

千葉県君津市坂田三〇九番地一六

株式会社ベクトル・ジャパン

代表取締役 安藤 浩二

基準日設定につき通知公告

当社は、令和六年二月九日を基準日と定め、同

日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令

和六年二月二十二日開催予定の臨時株主総会にお

ける議決権を行使できる株主と定めましてので公

告いたします。

令和六年一月二十五日

名古屋市区上飯田南町五丁目八九番地

名古屋合同トラック株式会社

代表取締役 下郷 哲

定款変更につき通知公告

当社は、令和六年二月十五日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました

ので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

定款変更につき通知公告

当社は、令和六年二月九日付で株券を発行する

旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの

で公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和六年一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目一二番八号

日興開発株式会社

代表取締役 依田 省哉

限定承認公告

本籍北海道札幌市東区北八条東六丁目二番地七七、最後の住所札幌市東区北八条東六丁目二番地七七...

右被相続人は令和五年十月十四日死亡し、その相続人は令和六年一月十六日札幌家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

限定承認公告

本籍大阪府高槻市芥川町二丁目三三番地、最後の住所千葉県松戸市小金六八番地の一...

右被相続人は推定令和五年八月十九日死亡し、その相続人は令和六年一月十六日千葉家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市鶴見区市場東中町一五七番地、最後の住所千葉県印西市若萩三丁目八番地九...

右被相続人は令和五年九月二十一日死亡し、その相続人は令和六年一月十五日千葉家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市中央区北長狭通七丁目二番地、最後の住所広島県広島市西区庚午南二丁目三七番二五〇三号...

右被相続人は令和五年十月十四日死亡し、その相続人は令和六年一月十六日広島家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

限定承認公告

本籍徳島県美馬市脇町字原二五一三番地、最後の住所神戸市西区枝吉四丁目一三四番地...

右被相続人は令和五年九月二十日死亡し、その相続人は令和六年一月十五日神戸家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

限定承認公告

本籍長崎県長崎市椎の木町一四番、最後の住所長崎県長崎市椎の木町一四番七号...

右被相続人は令和五年六月十二日死亡し、その相続人は令和六年一月九日長崎家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内...

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十五億二千七百二十万円減少し、三千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和六年二月二十九日です...

訂正公告

令和六年一月十二日(号外第七号)掲載の第七十三期決算公告(枠組)中、代表取締役 尾関真一とあるは「代表取締役 浅野 常紀」の誤りにつき訂正いたします。

訂正公告

令和六年一月二十三日(号外第十六号)掲載の解散公告中、「NPO法人市民何でも相談室」とあるは「NPO法人市民なんでも相談室」の誤りにつき訂正します。

正誤

令和五年十二月二十日(号外第二百六十七号)公布人事院規則一三四一一(人事院規則一三四一)の一部を改正する人事院規則(原稿誤り)...

第二十二條、第二十三條第二項(第二十四條第二項において準用する場合を含む)若しくは第三項(第二十四條第二項において準用する場合を含む)又は第二十九條第二項の報告の文書...

第二十三條第一項、第二十五條、第二十八條第二項又は第三十一條の通知の文書...

調査の端緒に係る報告の文書、任命権者による調査の経過の報告の文書、任命権者による調査の結果の報告の文書、懲戒処分勧告に係る措置の報告の文書...

懲戒処分が行われる日(懲戒処分が行われない場合)あつては、倫理法第二十三條第三項(第二十四條第二項において準用する場合を含む)の報告又は第三十一條の通知の日に係る特定日以後三年

六八ページ一行目「自己啓発等休業承認請求書」は「配偶者同行休業請求書」の誤り。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

号外

一月二十五日付第一八号二

三三ページ●同日付第一九号八八ページ●同日付政府

発行所 千一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門三丁目二番五号 独立行政法人国立印刷局 電話 03(3587)4294 定価 一ヵ月一、六四一円(本体一、五二〇円) 本号一部 一四三円(本体一三〇円) 送料 別